

資料 1

令和 5 年 壱岐市議会定例会 3 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 3 号関係

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表	1
---	---

議案第 4 号関係

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例	
【附則第 5 条関係】 壱岐市情報公開条例新旧対照表	9
【附則第 6 条関係】 壱岐市暴力団排除条例新旧対照表	1 1
【附則第 7 条関係】 壱岐市附属機関設置条例新旧対照表	1 2
【附則第 8 条関係】 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	1 3
【附則第 9 条関係】 壱岐市債権管理条例新旧対照表	1 8

議案第 5 号関係

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表	1 9
-------------------------------	-----

議案第 6 号関係

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表	2 0
-------------------------	-----

議案第 7 号関係

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
【第 1 条関係】 壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例新旧対照表	2 2
【第 2 条関係】 壱岐市附属機関設置条例新旧対照表	2 3

議案第 8 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	2 4
--	-----

議案第 9 号関係

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	3 6
-------------------------------------	-----

議案第 1 0 号関係

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	3 9
--	-----

議案第 1 1 号関係

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表	4 1
------------------------	-----

議案第 1 2 号関係

壱岐市出産祝金支給条例新旧対照表	4 2
------------------	-----

議案第 1 3 号関係

壱岐市国民健康保険条例新旧対照表	4 3
------------------	-----

議案第 1 5 号関係

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例新旧対照表	4 4
--------------------------	-----

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案			備考
第1条から第6条まで (略) 附則 (略) 別表第1 (第4条関係)			第1条から第6条まで (略) 附則 (略) 別表第1 (第4条関係)			
機関	事務		機関	事務		
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例 (平成16年壱岐市条例第106号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例 (平成16年壱岐市条例第106号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
			2 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
2 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 (平成27年壱岐市条例第9号) による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの		3 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 (平成27年壱岐市条例第9号) による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報	
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつ	医療保険各法 (健康保険法 (大正11年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245	1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつ	医療保険各法 (健康保険法 (大正11年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245	

<p>て規則で定めるもの</p>	<p>号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>て規則で定めるもの</p>	<p>号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>2 市長</p>	<p><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であつ</u></p>	<p><u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>

て規則で定める
もの

介護保険法（平成9年法律第
123号）による保険給付の
支給、地域支援事業の実施又
は保険料の徴収に関する情報
であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための
法律（平成17年法律第12
3号）による自立支援給付の
支給に関する情報であって規
則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律
第141号）による養育医療
の給付又は養育医療に要する
費用の支給に関する情報であ
って規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施
又は就労自立給付金の支給に
関する情報であって規則で定
めるもの

児童扶養手当法（昭和36年
法律第238号）による児童
扶養手当の支給に関する情報
であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉
法（昭和39年法律第129
号）による給付金の支給又は
資金の貸付けに関する情報で

あつて規則で定めるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に

要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害

給付金の支給に関する法律
(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の
支給に関する情報であって規則
で定めるもの

地方公務員災害補償法(昭和
42年法律第121号)による
公務上の災害又は通勤による
災害に対する補償に関する
情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に
関する法律による障害児福祉
手当若しくは特別障害者手当
又は国民年金法等の一部を改
正する法律(昭和60年法律
第34号)附則第97条第1
項の福祉手当の支給に関する
情報であって規則で定めるもの

年金生活者支援給付金の支給
に関する法律(平成24年法
律第102号)による年金生
活者支援給付金の支給に関す
る情報であって規則で定める
もの

難病の患者に対する医療等に
関する法律(平成26年法律

第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅及び老岐市営住宅条例(平成

16年壱岐市条例第207号)による市営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

以下(略)

以下(略)

壱岐市情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該</p>	

公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) (略)

(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～オ (略)

以下 (略)

公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) (略)

(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～オ (略)

以下 (略)

壱岐市暴力団排除条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (市の責務) 第4条 (略) 2 (略) 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市民等の安全確保のために、警察署との連携を図るとともに、警察署その他の関係行政機関及び関係団体等に対し、速やかに当該情報を提供するものとする。当該情報に個人情報（<u>壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号）第2条第2号</u>に規定する個人情報をいう。）が含まれるときも、同様とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (市の責務) 第4条 (略) 2 (略) 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市民等の安全確保のために、警察署との連携を図るとともに、警察署その他の関係行政機関及び関係団体等に対し、速やかに当該情報を提供するものとする。当該情報に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条各号</u>に規定する個人情報をいう。）が含まれるときも、同様とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																
<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="203 512 1014 895"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市個人情報保護審査会</td> <td>壱岐市個人情報保護条例(平成16年壱岐市条例第246号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市個人情報保護審査会	壱岐市個人情報保護条例(平成16年壱岐市条例第246号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	(以下略)	(以下略)	<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1122 512 1933 895"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市個人情報保護審査会</td> <td>壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年壱岐市条例第 号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市個人情報保護審査会	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年壱岐市条例第 号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	(以下略)	(以下略)	
名称	担任する事務																	
(中略)	(中略)																	
壱岐市個人情報保護審査会	壱岐市個人情報保護条例(平成16年壱岐市条例第246号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。																	
(以下略)	(以下略)																	
名称	担任する事務																	
(中略)	(中略)																	
壱岐市個人情報保護審査会	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年壱岐市条例第 号)に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。																	
(以下略)	(以下略)																	

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考	
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)						
別表 (第2条、第5条関係)					別表 (第2条、第5条関係)						
区分		報酬の額 (円)			費用弁償	区分		報酬の額 (円)			費用弁償
(中略)		(中略)				(中略)		(中略)			
14	情報公開審査会	委員長	日額	18,000	長崎県情報公開審査会委員の旅費規程を準用	14	情報公開審査会	委員長	日額	18,000	長崎県情報公開審査会委員の旅費規程を準用
		委員	日額	15,000				委員	日額	15,000	
15	地域審議会委員		日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費	15	個人情報保護審査会	委員長	日額	18,000	長崎県個人情報保護審査会委員の旅費規程を準用
								委員	日額	15,000	個人情報保護審査会委員の旅費規程を準用
16	行政改革推進委員		日額	5,700		16	地域審議会委員		日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
17	壱岐市入札監視委員会	委員長	日額	10,000		17	行政改革推進委員		日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
		委員	日額	5,700		18	壱岐市入札監視委員会	委員長	日額	10,000	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
								委員	日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
18	特別職報酬等審議会	会長	日額	6,100		19	特別職報酬等審議会	会長	日額	6,100	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
		委員	日額	5,700				委員	日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
19	交通安全対策会議委員		日額	5,700		20	交通安全対策会議委員		日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
20	消防組織審議会	会長	日額	6,100		21	消防組織審議会	会長	日額	6,100	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費
		委員	日額	5,700				委員	日額	5,700	壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費

21	防災会議委員	日額	5,700
22	国民保護協議会委員	日額	5,700
23	公民館運営審議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
24	固定資産評価員	日額	10,000
25	固定資産評価補助員	日額	10,000
26	壱岐島開発総合センター運営協議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
27	介護保険事業計画作成委員会委員	日額	5,700
28	障害支援区分認定審査会委員	医師	日額 16,000
		委員	日額 9,900
29	民生委員推薦会委員	日額	5,700
30	三島航路事業運営委員会	日額	5,700
31	介護保険認定審査会委員	医師	日額 16,000
		委員	日額 9,900
32	国民健康保険運営協議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
33	農業振興地域整備促進協議会委員	日額	5,700
34	港湾・漁港整備促進委員会	日額	5,700
35	住宅入居者委員会委員	日額	5,700
36	都市計画審議会委員	日額	5,700
37	社会教育委員	日額	5,700

22	防災会議委員	日額	5,700
23	国民保護協議会委員	日額	5,700
24	公民館運営審議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
25	固定資産評価員	日額	10,000
26	固定資産評価補助員	日額	10,000
27	壱岐島開発総合センター運営協議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
28	介護保険事業計画作成委員会委員	日額	5,700
29	障害支援区分認定審査会委員	医師	日額 16,000
		委員	日額 9,900
30	民生委員推薦会委員	日額	5,700
31	三島航路事業運営委員会	日額	5,700
32	介護保険認定審査会委員	医師	日額 16,000
		委員	日額 9,900
33	国民健康保険運営協議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
34	農業振興地域整備促進協議会委員	日額	5,700
35	港湾・漁港整備促進委員会	日額	5,700
36	住宅入居者委員会委員	日額	5,700
37	都市計画審議会委員	日額	5,700
38	社会教育委員	日額	5,700

38	文化財保護審議会	会長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
39	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
40	壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
41	スポーツ推進委員		日額	5, 700
42	奨学生選考委員		日額	5, 700
43	いきっこ留学制度運営委員		日額	5, 700
44	学校給食運営委員		日額	5, 700
45	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額		192, 000
46	前項以外の市内小中学校学校医	年額		128, 000
47	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医	年額		183, 000
48	前項以外の市内小中学校学校歯科医	年額		122, 000
49	学校薬剤師	年額		30, 000

39	文化財保護審議会	会長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
40	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
41	壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員長	日額	6, 100
		委員	日額	5, 700
42	スポーツ推進委員		日額	5, 700
43	奨学生選考委員		日額	5, 700
44	いきっこ留学制度運営委員		日額	5, 700
45	学校給食運営委員		日額	5, 700
46	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額		192, 000
47	前項以外の市内小中学校学校医	年額		128, 000
48	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医	年額		183, 000
49	前項以外の市内小中学校学校歯科医	年額		122, 000
50	学校薬剤師	年額		30, 000

50	幼稚園園長	年額	77,000
51	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
52	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	42,600
53	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
54	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	37,300
55	幼稚園薬剤師	年額	18,700
56	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
57	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	42,600
58	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
59	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	37,300
60	石田こども園嘱託医	年額	128,000
61	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
62	石田こども園薬剤師	年額	18,700
63	生活保護嘱託医	月額	52,000
64	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000

51	幼稚園園長	年額	77,000
52	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
53	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	42,600
54	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
55	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	37,300
56	幼稚園薬剤師	年額	18,700
57	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
58	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	42,600
59	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
60	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	37,300
61	石田こども園嘱託医	年額	128,000
62	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
63	石田こども園薬剤師	年額	18,700
64	生活保護嘱託医	月額	52,000
65	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000

6 5	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 6	産業医	年額	120,000
6 7	その他の附属機関の構 成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が 定める額	

6 6	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
6 7	産業医	年額	120,000
6 8	その他の附属機関の構 成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が 定める額	

壱岐市債権管理条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第5条まで (略) (債務者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行されない場合において、第8条から第14条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例若しくはこれらに基づく規則の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として必要と認めるときは、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を実施機関（<u>壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号）第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第5条まで (略) (債務者に関する情報)</p> <p>第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行されない場合において、第8条から第14条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例若しくはこれらに基づく規則の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として必要と認めるときは、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を実施機関（<u>壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年壱岐市条例第 号）第2条第1項</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第6条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第6条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>5 <u>壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）附則第12項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>第3条から第5条まで (略)</p>	<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 夜勤割増手当</u> <u>(5) 介護職員処遇改善手当</u> (6) (略)</p> <p>第3条から第5条まで (略) <u>(夜勤割増手当)</u></p> <p>第6条 <u>夜勤割増手当は、養護老人ホームに勤務する会計年度任用職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われた介護等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、2,000円とする。</u> <u>(介護職員処遇改善手当)</u></p> <p>第7条 <u>介護職員処遇改善手当は、養護老人ホームに勤務する看護師、介護士及び医療技術職員の業務に従事する会計年度任用職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員 月額 10,000円</u></p> <p><u>(2) 介護職員初任者研修又は実務者研修を受講し、介護業務に従事するフルタイム会計年度任用職員 月額 8,000円</u></p>	

(精神保健福祉業務手当)

第6条 (略)

(手当の支給方法)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

以下 (略)

(3) 看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事する
パートタイム会計年度任用職員 月額 5,000円

(4) 介護職員初任者研修又は実務者研修を受講し、介護業務
に従事するパートタイム会計年度任用職員 月額 3,000円

(精神保健福祉業務手当)

第8条 (略)

(手当の支給方法)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

以下 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第1条関係】

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p><u>壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づき、過料を科することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p><u>壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づき、過料を科することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	

壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																
<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="203 512 1014 895"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市子ども子育て会議</td> <td>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市子ども子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。	(以下略)	(以下略)	<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1122 512 1933 895"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市子ども子育て会議</td> <td>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市子ども子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。	(以下略)	(以下略)	
名称	担任する事務																	
(中略)	(中略)																	
壱岐市子ども子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。																	
(以下略)	(以下略)																	
名称	担任する事務																	
(中略)	(中略)																	
壱岐市子ども子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (2) その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。																	
(以下略)	(以下略)																	

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する

基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子</p>	

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

第9条から第12条まで（略）

(利用者負担額等の受領)

第13条（略）

2・3（略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2)（略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

第9条から第12条まで（略）

(利用者負担額等の受領)

第13条（略）

2・3（略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2)（略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援

て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）第13条第4項第3号イ（1）に掲げる額

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 内閣府令第13条第4項第3号イ（2）に掲げる額

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

（4）・（5） （略）

5・6 （略）

第14条 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）第13条第4項第3号イ（1）に掲げる額

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 内閣府令第13条第4項第3号イ（2）に掲げる額

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

（4）・（5） （略）

5・6 （略）

第14条 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

第16条から第19条まで (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条から第25条まで (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

第16条から第19条まで (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条から第25条まで (略)

第26条 削除

痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条から第34条まで (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

第27条から第34条まで (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前

ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前

款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。
この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等を

款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。
この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)

いう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

第40条から第50条まで (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型

に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

第40条から第50条まで (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型

保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条

保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に

第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

る教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

以下（略）

育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

以下（略）

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行すると

第8条及び第9条 (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条及び第12条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 (略)

以下 (略)

きは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第8条及び第9条 (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第11条及び第12条 (略)

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

以下 (略)

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	

第7条から第12条まで (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

以下 (略)

第7条から第12条まで (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

以下 (略)

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この条例において「こども」とは、小学校就学の始期から<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4～10 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この条例において「こども」とは、小学校就学の始期から<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 4～10 (略) 以下 (略)</p>	

老岐市出産祝金支給条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (祝金の額) 第4条 祝金は、第2子<u>3万円</u>、第3子以降については<u>10万円</u> とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (祝金の額) 第4条 祝金は、第2子<u>10万円</u>、第3子以降については<u>20万</u> <u>円</u>とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

老岐市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、壱岐市公共下水道の区域外から壱岐市公共下水道に汚水を排除する場合における許可基準等に関する<u>こと及び本市が施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき受益者から徴収する区域外流入に係る分担金について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条から第4条まで (略)</p> <p><u>(分担金の額)</u></p> <p>第5条 受益者の分担金の額は、壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年壱岐市条例第202号)に規定する負担金相当額とする。</p> <p><u>(分担金の賦課及び徴収)</u></p> <p>第6条 市長は、<u>第4条の許可を受けた受益者に対し、前条の規定に定める分担金の額を賦課し、これを徴収するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 分担金は、3年に分割して均等徴収するものとする。</u></p> <p><u>ただし、受益者が一括納付の申出をしたとき、又は市長が特別に必要と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(負担金の不徴収)</u></p> <p>第7条 前条の規定により分担金を納付した受益者が所有し、又は地上権等を有する土地が、<u>公共下水道の供用開始区域に含まれることとなったときは、当該土地に対する壱岐市公共下水道</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、壱岐市公共下水道の区域外から壱岐市公共下水道に汚水を排除する場合における許可基準等に関する<u>ことについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条から第4条まで (略)</p>	

事業受益者負担に関する条例に規定する受益者負担金は、徴収しない。

(分担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、分担金を納付することが困難であり、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(2) 受益者が、当該分担金を納付することが困難であり、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。

(分担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する生活扶助を受けている受益者その他特別の事情があると認められる受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

(納期前の納付)

第10条 第5条に規定する分担金を初年度の納付期限までに一括納付した場合に限り、前納報奨金を交付する。

2 前項の交付金額は、1万円とする。

ただし、当該受益者の市税等の未納に係る徴収金があるときは、これを交付しない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 第4条の許可の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第5条 前条の許可の日以降、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(督促及び延滞金)

第12条 分担金の督促及び延滞金については、壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例(平成16年壱岐市条例第54号)の定めるところにより、受益者から徴収することができる。

(竣工後の取扱い)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

以下 (略)

(竣工後の取扱い)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

以下 (略)

令和4年度3月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月補正予算の主要事業	2～18
3. 繰越明許費	19～25
4. 基金の状況（見込み）	26



高崎市

令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		25,019,888	△ 207,100	24,812,788	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,651,913	△ 1,100	3,650,813
		診療施設勘定	49,537		49,537
		計	3,701,450	△ 1,100	3,700,350
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971	△ 7,816	382,155
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,713,613	19,580	3,733,193
		介護サービス事業勘定	36,043	4,000	40,043
		計	3,749,656	23,580	3,773,236
	下水道事業特別会計		411,126	△ 13,775	397,351
	三島航路事業特別会計		125,672		125,672
	農業機械銀行特別会計		131,814		131,814
合 計		8,509,689	889	8,510,578	
一般会計、特別会計の合計		33,529,577	△ 206,211	33,323,366	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	813,467	330	813,797
	資本的収入	205,089	△51,207	153,882
	資本的支出	454,755	△98,565	356,190

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
1 議会費 1 議会費 1 議会費	議会運営費	114,490	▲ 8,006	106,484	0	0	0	0	▲ 8,006	●事業の背景・目的等 議会と執行部との円滑及び効率的並びに効果的な議会運営を目的とし、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す。 ●事業内容 ・議員報酬 議員辞職に伴う減額 (△2,700千円) ・旅費 会議の開催中止等による減額 (△4,466千円) ・自動車借上料 公用車リース契約に係る入札不調による減額 (△840千円)	議会事務局 P26～27	
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	91,965	▲ 5,152	86,813	0	0	0	▲ 3,400 合併振興基金	▲ 1,752	●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、香城市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。 ●事業内容 ・実績見込みによる減額 ①施設修繕料 (△1,358千円) ②まちづくり協議会準備補助金 (△401千円) ③まちづくり交付金 (△3,393千円)	SDGs 未来課 P26～27	
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	交通対策費	258,812	▲ 6,556	252,256	0	0	▲ 6,500 過疎対策事業	0	▲ 56	●事業の背景・目的等 オリエンタルエアブリッジが運航しているQ200型機は導入後20年が経過し構造寿命を迎えようとしているため、次期後継機の導入を令和4年度から進めるため、航空事業者に対し補助を行うことで現在と同様の運航体制を確保し、市民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などを図る。 ●事業内容 ・長崎県離島航空路線再生補助金 事前訓練の渡航及びANAからのパイロット訓練派遣時期の見直しに伴うパイロット及び整備士等養成費の減額 (△6,556千円)	総務課 P28～29	
	企業版ふるさと納税寄附金	0	2,641	2,641	0	0	0	2,000 企業版ふるさと納税寄附金	641	●事業の背景・目的等 企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり、企業から集まった寄附金を一旦積立を行い、次年度以降の事業に充当する。 ●事業内容 ・企業版ふるさと納税支援業務 活動支援業務にかかる委託料の増額 (440千円) ・企業版ふるさと納税基金積立金 寄附による積立金の増額 (2,200千円) ・企業版ふるさと納税基金利子積立金 寄附による基金利子積立金の増額 (1千円)	政策企画課 P28～29	

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	二酸化炭素排出抑制対策事業	35,000	▲ 3,870	31,130	0	0	0	▲ 3,620	▲ 250	<p>●事業の背景・目的等 地域固有の再生可能エネルギー資源である洋上風力を活用して本市の脱炭素化の早期実現を図るため、長崎県の「洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」を引き継いで、本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性を検討する。</p> <p>●事業内容 ・調査業務 入札実績に伴う減額 (▲3,870千円)</p>	SDGs 未来課 P28～29
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業 (観光費)	30,410	▲ 25,470	4,940	0	▲ 2,669	0	▲ 20,200	▲ 2,601	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域の滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在を延ばす効果的な取組を推進することで、現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保育成を行う。</p> <p>●事業内容 1. 滞在型観光割引事業 Δ20,260千円 令和3年度繰越及び令和4年予算を活用し、本事業を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業対象エリアの規模縮小などにより、利用者人数が少なかったため、令和3年度繰越予算のみで対応可能となったことから、令和4年度分を減額する。 R3年度繰越予算 42,616千円 計画人数 22,054人 R4年度当初予算 20,260千円 → Δ20,260千円(今回減額) 計画人数 10,487人 2. 滞在型観光商品造成等支援事業 実績見込みによる減額 (Δ5,210千円) 計画 3団体 8,100千円 実績 2団体 2,890千円</p>	観光課 P28～29
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業 (商工費)	303,460	▲ 23,064	280,396	0	▲ 19,063	0	▲ 4,000	▲ 1	<p>●事業の背景・目的等 1. 雇用機会拡充事業補助金 特定有人国境離島地域である杵岐市内における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業または事業拡大を行なう民間事業者等に対して、その事業資金の一部を補助することにより、雇用機会の拡充を図ろうとするもの。 2. 特定経営基盤維持事業補助金(令和4年度限り) 雇用機会拡充事業の実施者であった者のうち、新型コロナウイルス感染症又はエネルギー価格・物価高騰の影響により売上高等が減少した者に対し、当該事業者の特定有人国境離島地域における経営基盤の維持のための事業資金の一部を補助することにより、当該事業により創出された雇用の維持を図ろうとするもの。</p> <p>●事業内容 ・雇用機会拡充事業補助金 実績見込みに伴う減額 ・特定経営基盤維持事業補助金(令和4年度限り) 実績見込みに伴う減額</p>	商工振興課 P28～29

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	情報管理費	249,784	▲ 22,425	227,359	▲ 2,764	0	0	0	▲ 19,661	●事業の背景・目的等 全国総合行政ネットワークに接続した情報システムを安定稼働するため定期的な機器の保守・更新を行うと共に情報セキュリティの強化を図る。 ●事業内容 ・各種委託料 ①業務用端末更新(△7,500千円) ②情報システム更新(△10,000千円) ③I Eサポート終了に伴う対応業務(△1,925千円) ④情報セキュリティ監査等(△3,000千円) ※入札実績に伴う減額	情報管理課 P28～29
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応事業費(商工振興課)	160,050	▲ 1,650	158,400	▲ 18,156	0	0	0	16,506	●事業の背景・目的等 プレミアム付き商品券発行事業 新型コロナウイルス感染拡大、更にウクライナ情勢や円安の影響で打撃を受け、引き続き厳しい市内経済状況であることから、市民生活の一助となる事業を行い、消費拡大及び市内経済の活性化のため実施する。 ・発行内容：1セットあたり4千円の商品券を3千円で販売(プレミアム率33%) ●事業内容 ・事業終了に伴う不要額の減 ①発行総額：240,000千円(販売額180,000千円、プレミアム額60,000千円) ②販売総数：60,000セット	商工振興課 P28～29
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業	3,858	▲ 2,280	1,578	▲ 2,280	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の長期化による生活困窮世帯の新たな就労による自立を支援するため支援金の給付を行う。 ●事業内容 ・生活困窮者自立支援金 申請期間終了に伴う事業費の減額	市民福祉課 P28～29
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	78,443	▲ 11,500	66,943	▲ 11,500	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の長期化により、生活・暮らしを支援する観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を行う。 ●事業内容 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 申請期間終了に伴う事業費の減額	市民福祉課 P28～29

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	36,226	▲ 5,252	30,974	0	0	0	0	▲ 5,252	●事業の背景・目的等 法整備等にかかる戸籍・住民基本台帳及びマイナンバーにかかるシステムを改修することで最適な事務に努める。 ●事業内容 ・各種委託料 ①システム改修費(△2,763千円) ②システム使用料(△799千円) ※入札実績に伴う減額 ・備品購入費 委託料と併せて導入したことに伴う減額(△1,129千円) ・旅費 WEB会議・書面開催等に伴う減額(△561千円)	市民福祉課 P30~31
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	老人福祉事業費	81,984	▲ 12,354	69,630	0	0	5,700	▲ 7,802	▲ 10,252	●事業の背景・目的等 高齢者の心身の健康保持及び生活安定のために、必要な措置・事業を行い、老人福祉の向上を図る。 ●事業内容 ・養護老人ホーム措置費 市施設入所者の減少による減額(△11,828千円) ・県老人スポーツ大会補助金 長崎県ねんりんピック出場補助金の確定による減額(△526千円)	市民福祉課 P30~31
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業費	269,681	6,001	275,682	318	3,562	0	0	2,121	●事業の背景・目的等 国保特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基金を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 ・保険基金安定繰入金等の交付決定に基づく増額及び国保特会の旅費の減額に伴う職員給与等繰入金金の減額 ①保険基金安定繰入金(保険税軽減分)4,536千円増額 交付決定額 129,849千円(県3/4、市1/4) ②保険基金安定繰入金(保険者支援分)289千円増額 交付決定額 65,804千円(国1/2、県1/4、市1/4) ③職員給与等繰入金 1,400千円減額 出張を伴う会議等がオンラインにより開催されたため 普通旅費(一般管理費)を減額したことに伴い繰入金金の減 ④財政安定化支援事業繰入金 2,229千円増額 交付税措置額の確定 56,925千円 ⑤未就学児均等割保険税繰入金 347千円増額 交付決定額 1,347千円(国1/2、県1/4、市1/4)	保険課 P30~31

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源							
					国費	県費	地方債	その他	合併振興基金			
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業費	568,713	▲ 10,828	557,885	0	0	0	▲ 1,500	▲ 9,328	●事業の背景・目的等 介護特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、介護保険事業及び地域支援事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。 地域包括ケア人材確保と定住促進、介護人材の確保、定着を図る。 ●事業内容 ・介護人材確保対策事業補助金 ・実績見込による減額 (▲1,500千円) ・地域包括ケア人材確保支援事業補助金 ・実績見込による減額 (▲2,000千円) ・介護特会への繰出金 ・認定調査費及び住宅改修費等実績見込みによる減額による繰出金の減額 (▲7,328千円)	保険課 P30～31	
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費	576,932	▲ 7,803	569,129	0	▲ 5,861	0	1,006	▲ 2,948	●事業の背景・目的等 後期特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 ・後期高齢者健康診査 実績見込みによる増加 (1,014千円) ・健康診査に係る郵便料 実績見込みによる増加 (30千円) (広域連合受託事業分(10/10)：1,006千円、一般財源：38千円) ・後期高齢者医療療養給付費負担金 医療療養給付費負担金の決定に伴う減額 (▲1,031千円 (一般財源)) ・保険基盤安定負担金 (低所得者軽減分) 保険基盤安定負担金の決定に伴う減額 (▲7,816千円 (県3/4、市1/4))	保険課 P32～33	
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	児童福祉総務費	12,386	▲ 1,930	10,456	0	0	1,700	▲ 3,700	70	●事業の背景・目的等 児童福祉の長期的安定に寄与する。 本市における次世代を担う若者の定住化を奨励するため、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、もって市勢の繁栄と住民福祉の向上に寄与することを目的に出産祝い金を支給する。(第2子3万円、第3子以降10万円) ●事業内容 ・出産祝い金 実績見込みによる減額 (▲1,930千円)	こども家庭課 P32～33	
	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	51,215	▲ 7,864	43,351	0	0	12,000	▲ 19,900	36	●事業の背景・目的等 乳幼児、小学生、中学生、ひとり親家庭の母、父、寡婦に対し医療費の一部を助成することにより、子育て環境の整備を図り福祉の増進に寄与する。 ●事業内容 ・乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 実績見込による減額 (▲7,864千円)	こども家庭課 P32～33	

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ	
					特定財源							一般財源
					国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	放課後児童クラブ等育成支援事業	72,414	▲ 15,260	57,154	▲ 5,877	▲ 5,714	0	▲ 3,832	163	<p>●事業の背景・目的等 保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて基本的な生活習慣の確立及び健全な育成を図る。</p> <p>●事業内容 ・放課後児童健全育成事業 実績見込みによる減額 (▲9,660千円) ・放課後子ども環境整備事業補助金 実績見込みによる減額 (▲5,600千円)</p>	こども家庭課 P32～33	
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	認可保育所給付費	117,746	▲ 9,000	108,746	▲ 4,500	▲ 2,250	0	0	▲ 2,250	<p>●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法に基づき、3歳以上の保育料無償化のための財政措置・民間保育施設への給付費支給を行う。</p> <p>●事業内容 ・私立保育所給付費負担金 実績見込みによる減額 (▲9,000千円)</p>	こども家庭課 P32～33	
	地域型保育給付費	182,696	▲ 10,000	172,696	▲ 5,000	▲ 2,500	0	0	▲ 2,500	<p>●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法に基づき、3歳以上の保育料無償化のための財政措置・民間保育施設への給付費支給を行う。</p> <p>●事業内容 ・小規模保育施設公定価格負担金 実績見込みによる減額 (▲10,000千円)</p>	こども家庭課 P32～33	
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	49,533	▲ 6,500	43,033	▲ 6,500	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。</p> <p>●事業内容 ・子育て世帯生活支援特別給付金 実績見込みによる減額 (▲6,500千円)</p>	こども家庭課 P32～33	

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ	
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業	25,537	▲ 1,500	24,037	▲ 1,500	0	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。</p> <p>●事業内容 ・ひとり親世帯生活支援特別給付金 実績見込みによる減額（△1,500千円）</p>	こども家庭課 P34～35
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	750,999	▲ 16,500	734,499	▲ 12,375	0	0	0	▲ 4,125	<p>●事業の背景・目的等 生活に困難するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・生活保護受給者の減少等による各種扶助費の減額。 ①生活扶助費（△10,000千円） ②住宅扶助費（△3,000千円） ③教育扶助費（△500千円） ④介護扶助費（△2,000千円） ⑤生業扶助費（△1,000千円）</p>	保護課 P34～35	
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策費	58,299	▲ 6,000	52,299	0	▲ 5,400	0	0	▲ 600	<p>●事業の背景・目的等 海岸線の環境保全のため、海岸に堆積した漂着物の回収処理及び発生抑制対策を実施する。</p> <p>●事業内容 ・海岸漂着物回収運搬処理業務委託 入札実績に伴う減額（△6,000千円）</p>	環境衛生課 P36～37	
4 衛生費 1 保健衛生費 4 病院費	病院事業費	506,963	13,715	520,678	0	0	0	0	13,715	<p>●事業の背景・目的等 長崎県岩崎病院を岩崎医療圏の中核病院として運営するため、大学等からの派遣による医師を確保し、医療体制を充実させる。また市民が質の高い医療を受けられ、健康な生活を維持することを目的とする。</p> <p>●事業内容 長崎県病院企業団構成団体負担金等長崎県岩崎病院に関する事業</p> <p>・補正理由 長崎県病院企業団構成団体負担金の確定に伴う清算 ・長崎県岩崎病院に要する経費 本年度当初 485,883千円 3月補正 499,598千円（13,715千円増）</p>	保険課 P36～37	

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	297,900	▲ 10,131	287,769	0	0	▲ 3,000 過疎対策事業	0	▲ 7,131	●事業の背景・目的等 一般廃棄物の適正処理と再資源化を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源循環型社会の形成に資することを目的とする。 ●事業内容 ・電気料高騰による増額 ①光熱水費 (3,000千円) ・搬入実績による減額 ①廃棄物処理 (▲2,000千円) ・入札実績による減額 ①機械器具保守管理 (▲1,122千円) ②改修工事 (ごみクレーン補修他) (▲7,008千円) ③備品購入費 (▲3,001千円)	環境衛生課 P36~37
4 衛生費 2 清掃費 3 し尿処理費	勝本自給肥料供給センター費	70,832	▲ 3,861	66,971	0	0	▲ 4,300 過疎対策事業	0	439	●事業の背景・目的等 液肥の原材料として焼酎粕及び洗米水を受け入れ、適切に処理するとともに、液肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。 ●事業内容 ・電気料の高騰による増額 ①光熱水費 (1,250千円) ・実績見込みによる減額 ①汚泥収集運搬処理業務 (▲800千円) ・入札実績による減額 ①改修工事 (成熟槽水中エアレーター・攪拌機更新) (▲4,311千円)	環境衛生課 P36~37
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	63,297	▲ 16,634	46,663	0	▲ 3,257 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	0	0	▲ 13,377	●事業の背景・目的等 吾坂市内の集合処理区域外で、合併処理浄化槽を設置しようとする設置者へ補助金を交付する。 補助率：(国1/2、県1/3*0.9、市1/6+1/3*0.1+嵩上分) ●事業内容 ・対象者(件数)：合併処理浄化槽設置者70件 ・総事業費：46,456千円 ・設置数 5人槽 30基→26基 6~7人槽 50基→28基 8~10人槽 10基→7基 11~20人槽 10基→6基 21~30人槽 0基→2基 31~50人槽 0基→1基	上下水道課 P36~37
5 農林水産費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	18,737	▲ 18,737	0	0	▲ 15,613 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	0	0	▲ 3,124	●事業の背景・目的等 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき、「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行う。 ●事業内容 ・ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 担い手育成総合支援協議会による事業実施のため減額 (▲18,737千円) 【補助率】 県1/2、市1/10 【実績見込】 APハウス (アスパラ) 2,136㎡ ▲10,018千円 APハウス (アスパラ) 1,587㎡ ▲8,719千円	農林課 P38~39

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ	
					特定財源			一般財源				
					国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	農地中間管理費	18,845	▲ 15,000	3,845	0	▲ 15,000	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の農業者に対して協力を交付する。 ●事業内容 ・農地中間管理機構地域集積金補助金 実績による減額（事業採択要件の地域集積ができなかった） （△15,000千円）	農林課 P38～39
	農地利用効率化等支援交付金事業	15,219	▲ 5,392	9,827	0	▲ 5,392	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。 ●事業内容 ・農地利用効率化等支援交付金 実績による減額（△5,392千円） ①融資主体支援タイプ（補助率3/10、補助上限3,000千円） 集落営農法人 コバ イ3条刈1台 △667千円 集落営農法人 トラカ-55ps級（R-リ-含む）1台 △291千円 集落営農法人 トラカ-65ps級（R-リ-・RQ-含む）1台 △1,123千円 認定農業者 田植機6条植（直進アシト機能）1台 △268千円 集落営農法人 コバ イ4条刈1台 △1,125千円 集落営農法人 コバ イ3条刈1台 △621千円 ②追加的信用供与補助事業（融資額×1/15） △926千円	農林課 P38～39
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産費	家畜診療所費	72,507	1,000	73,507	0	0	0	1,000	0	0	●事業の背景・目的等 市内畜産農家の生産基盤強化のため、家畜病傷事故診療と予防対策及び防疫対策を行う。 ●事業内容 ・消耗品費（動物医薬品購入費） 家畜病傷事故予防対策の推進により、予防ワクチン等の実施頭数が大幅に増えたことによるもの（2,000千円） ・備品購入費 入札実績による減額（△1,000千円） ①診療車 △1,000千円	家畜診療所 P38～39
	堆肥センター管理費	18,849	▲ 4,741	14,108	0	0	▲ 13,000	0	0	8,259	●事業の背景・目的等 家畜の排泄物の適正な処理による環境の保全と、完熟堆肥を土壌に還元することによる地力の増進を図っていく。 ●事業内容 ・備品購入費 入札実績による減額（△4,741千円） ①ホイローローダー 20pws △2,365千円 ②回送車（ローダー用） △2,376千円	農林課 P38～39

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	畜産事業費	21,500	▲ 13,200	8,300	0	▲ 8,700 家畜導入事業費補助金	3,200 過疎対策事業費	▲ 8,500 過疎地域持続的発展特別事業基金	800	●事業の背景・目的等 優良な繁殖雌牛群への更新を図り市場性の高い子牛を生産するとともに、一定規模の年間販売頭数を確保することによって市場性を有利にするため、導入を図る繁殖農家を支援する。 ●事業内容 ・家畜導入事業費補助金 実績見込みに伴う減額 (▲13,200千円) 維持分 (▲2,300千円) 増額分 (▲10,900千円) ※増額分については、国の増頭奨励金事業の対象となったため皆減となる。	農林課 P38～39
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	干害応急対策事業	45,194	▲ 5,000	40,194	0	▲ 2,347 干害応急対策事業補助金	0	0	▲ 2,653	●事業の背景・目的等 近年異常気象によるゲリラ豪雨同様、干害期の干ばつにおける被害は、気候の温暖化に伴い発生が多発化が想定される。 当年度の用水確保の対応は、将来の干ばつに対する備えにもなり現在から今後の干害に対する被害軽減に繋がるものである。 ●事業内容 ・干害応急対策事業補助金 実績による減額 (▲5,000千円) 事業中止地区10件×補助額500,000円=5,000,000円を減額。 (当初)45,000千円 (実績)40,000千円 ▲5,000千円	農林課 P40～41
	県営事業費	43,494	▲ 3,350	40,144	0	▲ 1,000 県営圃場整備事業委託金	▲ 2,700 緊急自然災害防止対策 ▲2,800 ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 ▲2,200 ・公共事業等 2,300	0	350	●事業の背景・目的等 県営事業に伴う老朽市負担分の義務的経費を計上し、県営事業の推進を図る。 ●事業内容 ・換地業務 木田土地改良区が直接、長崎県より受託するため減額 (▲1,000千円) ・県営老朽ため池整備事業 事業費精査により増額 (150千円) ・県営自然災害防止事業 事業中止による減額 (▲2,500千円)	農林課 P40～41
	多面的機能支払交付金事業	123,757	▲ 5,133	118,624	0	▲ 3,393 多面的機能支払交付金	0	0	▲ 1,740	●事業の背景・目的等 農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することを目的としている。また、非農家を含めた地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全に加え、農地周りの農業用水路等施設の長寿命化の取組み等に対して、協定農用地面積に応じた交付金による活動を支援する事業である。(期間)R4～R8(4期対策：5年間) ●事業内容 ・資源向上(長寿命化)支払交付金(69組織) 実績による減額 (▲5,133千円) (田)1,160ha(畑)250ha→(田)1143.69ha(畑)240ha (当初)117,564千円(実績)113,131千円 ▲4,433千円 事務委託(当初)3,700千円(実績)3,000千円 ▲700千円 合計▲5,133千円	農林課 P40～41

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 2 林業費 2 林業振興費	森林保全造林事業費	33,538	▲ 6,992	26,546	0	▲ 3,029	0	▲ 3,221	▲ 742	●事業の背景・目的等 造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い、水源かん養・山地災害防止機能を維持増進、松林の保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。 ●事業内容 ・保全松林緊急保護事業 伐倒除去事業の実績による減額 (△3,770千円) (当初)13,040千円 (見込)9,270千円 △3,770千円 ・備品購入費 入札実績による減額 油圧ショベル及びアタッチメント購入 (当初)10,438千円 (実績)7,216千円 △3,222千円	農林課 P40～41
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	沓成栽培センター管理費	48,966	▲ 3,995	44,971	0	0	0	▲ 3,995	0	●事業の背景・目的等 沓成栽培センターは放流用種苗(アワビ・カサゴ・アカウニ)等を生産し、磯根資源の維持に貢献するものである。また、三島地区の住人にとっても雇用の場として欠かせない施設となっている。 ●事業内容 ・沓成栽培センター管理 実績による減額 沓成栽培センター職員雇用予定者(当初)3名 (実績)2名	水産課 P40～41
5 農林水産業費 3 水産業費 5 漁業集落環境整備費	漁業集落環境整備費	92,511	▲ 4,675	87,836	0	0	▲ 400	0	▲ 4,275	●事業の背景・目的等 近年の生活様式の多様化に伴い漁港内などの公共用水域の水質汚濁が年々進行している状況にある。生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止して漁場の環境を保全し、併せてトイレの水洗化による漁業集落の生活改善を図るため排水処理施設への加入促進を行う。 ●事業内容 ・漁業集落排水整備事業特別会計繰出金 漁業集落排水処理施設運営に関する管理費用の減額に伴う繰出金の減額 一般管理費 (△4,200千円) 施設整備費 (△475千円)	上下水道課 P42～43
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	商工振興費	68,604	▲ 10,110	58,494	0	0	0	▲ 6,930	▲ 3,180	●事業の背景・目的等 商工業の振興を図るもの。 1.沓成郷/清瀬園山笠振興会補助金 283年続く沓成最大の夏の祭典である沓成郷/清瀬園山笠の伝統継承とその振興を図るもの。 2.商工祭事業補助金 市民と観光客等のふれあいの場の創出、交流人口の拡大、豊かなまちづくり・故郷愛への貢献、沓成市発展を図るもの。 3.企業立地促進事業補助金 企業の立地を促進することにより、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るもの。 4.ふるさと就職支援事業補助金 若者等の地元就職及び定着を促進するため、事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用及び、市内企業の雇用の促進を図るもの。 ●事業内容 ・沓成郷/清瀬園山笠振興会補助金 実績による減額 ・商工祭事業補助金 コロナの影響で事業執行不可による減額 ・企業立地促進事業補助金 補助要件の未達成による不用額の減額 ・ふるさと就職支援事業補助金 実績見込みによる減額	商工振興課 P42～43

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ誘致	24,554	▲ 7,500	17,054	3,355	0	5,600	▲ 20,000	3,545	<p>●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受け合宿及び大会中止に伴う減額。</p> <p>①島外スポーツ団体等誘致促進助成金 ▲6,000千円 補助金：20,000千円→14,000千円(実施済+1～3月見込み) 計 画：延べ5,000人 20,000千円 実施済：95団体(延べ1,867人) 7,687千円</p> <p>②スポーツ大会等開催助成事業補助金 ▲1,500千円 補助金：3,900千円→2,400千円(実施済+1～3月見込み) 計 画：17大会(延べ2,350人) 3,900千円 実施済：6大会(延べ1,205人) 1,200千円</p>	観光課 P42～43
	宍岐行き教育旅行	30,861	▲ 11,450	19,411	0	0	12,900	▲ 30,800	6,450	<p>●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成により、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受け予定されていた教育旅行の中止に伴う減額。</p> <p>○宍岐行き教育旅行推進事業補助金 ▲11,450千円 補助金：30,861千円→19,411千円(実施済+1～3月見込み) 計 画：39校(延べ5,191人) 30,861千円 実施済：24校(延べ4,746人) 17,581千円</p>	観光課 P42～43
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持費	234,615	▲ 9,300	225,315	0	0	0	▲ 500	▲ 8,800	<p>●事業の背景・目的等 幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路・維持管理を行う。</p> <p>●事業内容 ・維持補修工事 補修工事箇所精査による減額 (△8,800千円) 市道六米線道路補修工事 減額 (△6,000千円) 市道瀬戸西町1号線道路補修工事 減額 (△2,800千円) ・市道維持管理業務 突績見込みによる減額 (△500千円)</p>	建設課 P44～45
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	35,731	13,757	49,488	0	▲ 700	▲ 200	0	14,657	<p>●事業の背景・目的等 地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。</p> <p>●事業内容 県営急傾斜地崩壊対策事業費増額(追加補正予算)による地元負担金及び測量設計費の減額 ・今井崎急傾斜地崩壊対策事業 (5,740千円) ・若ヶ浦急傾斜地崩壊対策事業 (3,000千円) ・東触 (6) 急傾斜地崩壊対策事業 (3,400千円) ・瀬戸浦西部急傾斜地崩壊対策事業 (3,000千円) ・しめノ尾 (2) 地区 調査設計委託料 減額 (△1,383千円)</p>	建設課 P44～45

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	22,000	11,000	33,000	0	0	0	0	11,000	●事業の背景・目的等 ポーディングブリッジ改修工事において、油圧配管の取替え及び油圧ユニットにかかる電気配線の追加が必要となったことに加え、直近の鋼材及び油脂価格の大幅な上昇に伴い、現計予算では事業費が不足する見込みであるため増額する。 ●事業内容 郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 改修工事 増 (油圧配管取替、電気配線追加及び鋼材、油脂価格上昇による)	水産課 P44～45
7 土木費 6 下水道費 1 公共下水道費	公共下水道費	140,884	▲ 8,700	132,184	0	0	0	0	▲ 8,700	●事業の背景・目的等 現在、郷ノ浦港内の水質汚染が著しく、市民生活に与える影響は深刻な問題となっており、これらの問題を改善することが急務と考える。 よって、生活環境及び、公共用水域の水質を改善するため、下水道区域内の供用開始地区について、下水道への早期加入促進を図る。 ●事業内容 ・公共下水道事業特別会計繰出金 公共下水道施設運営に関する管理費用の減額に伴う繰出金の減額 一般管理費 (▲6,700千円) 施設整備費 (▲2,000千円)	上下水道課 P44～45
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	124,943	▲ 36,500	88,443	3,510	0	▲ 42,300	0	2,290	●事業の背景・目的等 長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修事業などを計画的に実施する。 ●事業内容 ・監理業務 入札実績による減額 (▲600千円) ・改修工事 入札実績による減額 (▲35,900千円) 【改修工事実施箇所】 ①水田団地改修事業、②元居団地改修事業、③寺頭団地改修事業	建設課 P46～47
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	95,783	▲ 6,360	89,423	0	0	0	0	▲ 6,360	●事業の背景・目的等 全国的に消防団員が減少している中、本市においても消防団員数が減少傾向にあり、消防団員の確保が喫緊の課題となっている。 そうした中、「消防団員の処遇の改善等に関する検討会」中間報告書及び「消防団員の報酬等の基準の策定等」が総務省消防庁から示され、団員報酬及び出勤手当等の見直しが行われた。 ●事業内容 ・消防団運営費 実績見込み等による減額 ①団員報酬 (▲2,760千円)、②出勤報酬 (▲2,700千円) ③旅費 (▲900千円)	消防本部 P46～47

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	消防団車両購入事業	32,311	▲ 2,149	30,162	0	0	▲ 2,100 辺地対策事業	0	▲ 49	●事業の背景・目的等 年数経過における故障頻度の増加に伴い、消防団活動に支障をきたすことがないよう車両を更新し消防力の充実強化を図る。 ●事業内容 ・消防団車両購入事業 入札実績に伴う減額 (▲2,149千円)	消防本部 P46～47
8 消防費 1 消防費 4 防災費	防災告知放送費	31,848	▲ 13,512	18,336	0	0	▲ 11,900 防災基盤整備 事業	0	▲ 1,612	●事業の背景・目的等 災害発生時など早く正確な情報を地域住民に伝達する手段として屋外拡声局が整備されているが、経年劣化により根元が腐食し放置しておくことと倒壊する恐れがあるもの等を更新する必要がある。また、天候、風向き等により聞き取り難い地域(難聴地域)においては調査し必要と認められた場合、新規に増設している。 ●事業内容 ・更新整備工事(告知放送システム) システムの再検討による減額 (▲13,512千円)	危機管理課 P46～47
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業費	39,398	▲ 3,884	35,514	▲ 5,245 離島活性化交付金 ▲4,337 ・ 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金 ▲908	0	0	▲ 2,900 合併振興基金	4,261	●事業の背景・目的等 1. 長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独) 2. 壱岐市立小・中学校を受け入れる「いっしょ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は、市単独) ●事業内容 ・検査・点検手数料 留学生帰島時抗原検査手数料の減額 (▲1,004千円) ※検査キット対応 ・離島留学生ホームステイ費 実績見込みによる減額 (▲2,880千円)	教育総務課 P48～49
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	壱岐文化ホール施設整備費	96,377	▲ 11,041	85,336	▲ 5,532 離島活性化交付金	0	▲ 5,500 緊急防災・減 災事業	0	▲ 9	●事業の背景・目的等 施設の経年劣化により、建物の損壊及び不良箇所が多々見受けられるようになっているため、計画的に改修整備を進める。 ●事業内容 ・更新設備工事(非常時発電機設備設置工事(電気)他) 入札実績による減額 (▲11,041千円)	社会教育課 P52～53
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費(現年災補助)	109,500	▲ 14,500	95,000	▲ 11,600 公共土木施設 災害復旧費負担 金	0	▲ 2,900 公共土木施設 等災害復旧事 業	0	0	●事業の背景・目的等 令和4年7月18日発生豪雨により被災した箇所の復旧工事を行う。 ●事業内容 ・災害復旧工事 入札実績による減額 (▲14,500千円) 道路災害×14箇所 河川災害×3箇所	建設課 P54～55

令和4年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧 事業費（現年災単独）	34,610	8,100	42,710	0	0	0	0	8,100	<p>●事業の背景・目的等 令和4年7月18日発生豪雨により被災した公共施設の災害復旧工事（現年災単独）を行う。</p> <p>●事業内容 ・測量設計業務 入札実績による減額（△900千円） ・災害復旧工事 災害工事追加による増額（9,000千円） 道路災害×9箇所 河川災害×1箇所</p>	建設課 P54～55

■ 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 3 介護認定審査会 2 認定調査	認定調査	24,253	▲ 5,000	19,253				▲ 5,000 一般会計繰入金	0	<p>●事業の背景・目的等 介護保険法の規定により、要介護・要支援の認定を受けようとする被保険者の居住地等に訪問して面接を行い、その心身の状況、その置かれている環境、その他厚生労働省が定める事項について調査を行う。</p> <p>●事業内容 ・実績見込みによる減額 ①事務処理手数料（△2,000千円） ②認定調査（△3,000千円） ※新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いにより、通常認定を行わず、延長更新の希望者が多かったため。</p>	保険課 P12～13
2 介護給付費 1 介護サービス給付費 1 介護サービス給付費	介護サービス給付事業	3,220,800	▲ 5,000	3,215,800	▲ 1,625 介護給付費負担金			▲ 1,975 一般会計繰入金△625 ・介護給付費交付金 △1,350	▲ 1,400	<p>●事業の背景・目的等 デイサービスやホームヘルプ、ショートステイなど、在宅の要介護1から5の人に対しサービス事業者が提供するサービスを行う。</p> <p>●事業内容 ・実績見込みによる減額 ①介護サービス給付費（住宅改修）（△5,000千円）</p>	保険課 P12～13
3 地域支援事業費 2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費	介護予防事業	47,082	▲ 4,490	42,592	▲ 1,683 地域支援事業交付金			▲ 1,773 一般会計繰入金△561 ・地域支援事業 △1,212	▲ 1,034	<p>●事業の背景・目的等 事業の対象をおおむね65歳以上の高齢者として、要介護状態になる恐れのある高齢者を早期に把握し、住み慣れた地域での通いの場や介護予防教室への参加を推進し、要介護状態になることを遅延し、健康寿命の延伸を目的とする。また、介護給付費の削減にも繋げる。</p> <p>●事業内容 ・コロナウイルス感染症予防による事業休止に伴う減額 ①謝礼金（△850千円） ②介護予防普及啓発事業（△940千円） ・会計年度任用職員の未補充による減額（応募がなかった） ①会計年度任用職員報酬（△1,100千円） ②自動車借上料（△1,600千円）</p>	保険課 P12～13
4 基金積立金 1 基金積立金 1 介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金	3	40,000	40,003				32,200 前年度繰越金	7,800	<p>●事業の背景・目的等 介護給付費の急増等不測の事態に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を確保するため介護給付費準備基金に積み立てを行う。</p> <p>●事業内容 ・介護給付費確定による増額 介護給付費準備基金積立金（40,000千円）</p>	保険課 P14～15

■ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 下水道事業費 1 管理費 1 一般管理費	一般管理費	20,553	▲ 6,700	13,853				▲ 6,700 一般会計繰入金	▲ 6,700	●事業の背景・目的等 現在、郷ノ浦港内の水質汚染が著しく、市民生活に与える影響は深刻な問題となっており、これらの問題を改善することが急務と考える。 よって、生活環境及び、公共用水域の水質を改善するため、下水道区域内の供用開始地区について、下水道への早期加入促進を図る。 ●事業内容 公共下水道事業運営に関する管理費用。 ・実績見込みによる減額 ①郵便料 (△1,000) ②消費税納付金 (△5,700)	上下水道課 P12～13
2 漁業集落排水整備事業費 1 管理費 1 一般管理費	一般管理費	17,795	▲ 4,200	13,595				▲ 4,200 一般会計繰入金	▲ 4,200	●事業の背景・目的等 近年の生活様式の多様化に伴い漁港内などの公共用水域の水質汚濁が年々進行している状況にある。 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止して漁場の環境を保全し、併せてトイレの水洗化による漁業集落の生活改善を図るため排水処理施設への加入促進を行う。 ●事業内容 漁業集落排水処理施設運営に関する管理費用。 ・実績見込みによる減額 ①消費税納付金 (△4,200)	上下水道課 P12～13

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 総務費	1 総務管理費	乗合タクシー運行事業	3,513	R5.6.30	世界的に発生している半導体不足に伴う部品欠品の影響により、納車が遅れる見込みのため。
		農業生産価格高騰対策事業	4,422	R5.8.31	農業生産価格高騰対策事業において、取組主体である農業経営体の事業実施及び振込先の確認、また、事業主体であるJA各岐市から農家への振込事業の完了確認に相応の時間を要するため。
		堆肥利用推進対策事業	1,806	R5.5.31	堆肥利用推進対策事業において、3月末までが事業実施期間とされており、事業主体であるJA各岐市との事業実施確認・精算に相応の時間を要するため。
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム構築業務	5,140	R5.6.30	当初、法務省より戸籍情報システム構築の確定版仕様書等が令和2年度末に開示され、それを受けて令和5年3月までにプログラムを適用することとしていたが、仕様書等の確定が遅れ、システム開発に影響が出ている。また、戸籍事務内連携対応については、戸籍情報システムのサーバー作業に加えて、生体認証等機器の設置作業が必要となり、作業工数が大幅に増加し、すべての作業完了までに時間を要し、年度内完成が困難となったため。
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園施設整備事業	172,658	R5.12.31	令和4年9月22日に、社会福祉法人北串会より、新型コロナウイルス感染拡大による物価高騰並びに資材入手（設備機器及び木材の納期が約6ヶ月の期間を要する）困難等の影響が発生し、工事請負業者と設計事務所との調整に時間を要し、工事請負業者との契約締結が当初の事業スケジュールより約5ヶ月遅れることとなり、年度内に事業を完了することが困難となったため。
5 農林水産業費	1 農業費	農業用排水路整備事業	55,698	R5.12.31	大左右地区排水路 本工事は農業用施設である排水路（暗渠排水管）の更新を目的としているが、下流側追加区間の工法検討・設計に不測の日数を要し、年度内完成が困難となったため。
		干害応急対策事業	18,000	R6.3.31	設備業者の不足及び半導体の不足により、施工の遅れ及びポンプ納期の遅れが生じ年度内の事業完成が困難となったため。
		県営施設整備事業	16,509	R6.3.31	県営園場整備事業（木田地区）、県営ため池整備事業（郷ノ浦地区・芦辺地区・各岐地区）、海岸老朽化対策事業 事業推進の観点から、令和4年度国補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。
	土地改良施設維持管理適正化事業	9,042	R6.2.9	後諸津地区 制限付き一般競争入札に付したが2度不調となり入札準備（公告・縦覧）に2ヶ月を要し、また、ため池の工事であることから、次期の水稲作付など営農の都合により、年度内完成が困難となったため。	
3 水産業費	芦辺港ターミナルビル空調設備改修工事	6,041	R5.7.30	本工事は、芦辺港ターミナルビル内のエアコンが老朽化により故障したため、更新する工事である。2月3日に入札を実施したところ、不落となり、再入札を行うにあたり、工期が確保できないため。	

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由	
5	農林水産業費	3 水産業費	芦辺港ターミナル整備事業	26,500	R5.9.30	芦辺港ターミナル整備（測量設計業務） 本業務は、芦辺港ジェットfoil移設に伴う駐車場等の整備にあたり、設計を行う。設計に着手したところ、漁港管理者である県や国等との協議に不測の日数を要したため。
7	土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（起債）	20,000	R5.6.30	1級市道 銀台線 本工事により交通に影響を与えている樹木の伐採のため、一部民地への立ち入りが必要となるが、その地権者の調査、および立ち入りの同意を得るのに不測の日数を要することとなった。これにより、改良工事完了後に予定している舗装工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いで施工が必要となる。
				15,000	R5.6.30	1級市道 町ノ先線 本工事は、別工事である急傾斜工事と工事区間が重複するが、その工事において、宅地背面に施工スペースが確保できず、法面上部の道路上からの作業が必要となった。この現場調整に不測の日数を要し、改良後に予定していた舗装工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いで施工が必要となる。
				30,000	R5.8.30	1級市道 住吉船橋線 本工事は、県営事業である木田地区基盤整備事業（圃場整備）と併せて実施する事業である。今年度の基盤整備事業において、地元協議の結果、多くの計画変更等が発生したことにより、本工事の工程にも影響が生じることとなった。これに不測の日数を要したことから、年度を跨いで施工が必要となる。
				15,000	R5.6.30	市道 郡線 本工事に着手にあたり、支障となる電柱等の移転について管理者と協議を実施した結果、対象となる本数が多く、また供架線等の関係により、移転完了までに不測の日数を要することとなった。これにより、改良工事後に着手を予定していた舗装工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いで施工が必要となる。
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	10,000	R5.5.30	現地調査の結果、宅地が法面と接しており、施工に必要なスペースの確保が困難であった。このため、資機材を設置する施工ヤードの確保に日数を要し、また、施工中の宅地への防護対策や資機材の搬入等が人力施工とせざるを得ないこと等から、工程に影響が生じ、不測の日数を要することとなったため、年度を跨いで施工が必要となる。	
	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道事業）	13,350	R5.10.30	下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達に困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、工事の完成が令和5年度中となるため。	
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	210,000	R6.3.29	令和4年11月中旬に査定決定を受けた農地50地区及び農業用施設30地区について、実施設計を行い、2月上・中旬に復旧工事の入札を行ったが、営農状況等の調整により、着工までに不測の日数を要する地区があることから、標準工期の確保が困難となったため。
		2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災補助）	6,000	R5.6.30	準用河川 町谷川 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いで施工が必要となる。
				25,000	R5.8.30	準用河川 川迎川 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いで施工が必要となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災補助）	13,000	R5.7.30	普通河川 原田川 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定の完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			9,000	R5.6.30	1級市道 名切線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,000	R5.4.30	市道 産2号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			2,000	R5.5.30	2級市道 赤岩線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			2,000	R5.5.30	市道 東水畑1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			4,500	R5.6.30	市道 瀬戸畑4号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			2,500	R5.5.30	市道 中砂大谷線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,500	R5.5.30	市道 西戸川5号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			3,000	R5.6.30	市道 茂須大谷線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			4,000	R5.6.30	市道 長峰1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			5,000	R5.6.30	市道 岩瀬1号線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災補助）	1,500	R5.5.30	市道 中野郷辻山線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定の完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			3,000	R5.6.30	市道 牧崎栗ノ坂線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			3,000	R5.6.30	市道 江角谷線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
			9,000	R5.7.30	市道 辻方線 本年度発生した局所的な集中豪雨により、災害査定完了が令和4年11月中旬となった。これにより、発注が令和4年12月、工事契約が令和5年1月となり、復旧工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
		公共土木災害復旧事業費（現年災単独）	1,500	R5.5.30	中野郷東地区 法定外公共物（里道） 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			2,000	R5.5.30	市道 松尾1号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			2,500	R5.5.30	2級市道 半城里線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,000	R5.5.30	市道 大神坂1号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,500	R5.5.30	平人地区 法定外（里道） 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,000	R5.5.30	市道 西ノ久保辻5号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			3,000	R5.5.30	市道 谷江片山線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木災害復旧事業費（現年災単独）	2,000	R5.5.30	市道 明神1号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			1,500	R5.5.30	市道 軍越2号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
			3,000	R5.5.30	立石南地区 法定外（用水路） 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入りおよび工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和4年12月、設計完了が令和5年1月となったことから、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
合 計			746,679		

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
7	土木費	2 道路橋りょう費	105,016	268,016	163,000		
		道路改良費（補助）					
					70,000	R5.8.30	1級市道 黒崎線 買収予定地の相続関係者が亡くなられたことにより、新たに相続が発生していることが判明した。調査および関係者への連絡を続けた結果、該当地において、契約を締結することができたが、これに不測の日数を要したことから、改良工事の完成が令和5年3月末となり、その後予定していた舗装工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					10,000	R5.7.30	1級市道 住吉湯ノ本線 伐採後の現地調査により、工事区間に所有者不明の墓地が複数確認された。この所有者の調査および墓地の移転等に不測の日数を要したことから、改良工事の完成が令和5年3月末となり、その後予定していた舗装工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					20,000	R5.9.30	1級市道 片原中央線 法面対策工の実施にあたって、法面部の土地の取得および立ち入りの同意等が必要となるが、該当地の関係者が多数であり、また、相続等が発生していることから、これに不測の日数を要することとなり、その後の工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					16,000	R5.9.30	2級市道 片原梅津線 法面対策工の実施にあたって、法面部の土地の取得および立ち入りの同意等が必要となるが、該当地の関係者が多数であり、また、相続等が発生していることから、これに不測の日数を要することとなり、その後の工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					17,000	R5.9.30	2級市道 半城里線 法面対策工の実施にあたって、法面部の土地の取得および立ち入りの同意等が必要となるが、該当地の関係者が多数であり、また、相続等が発生していることから、これに不測の日数を要することとなり、その後の工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					10,000	R5.9.30	市道 青嶋線（青嶋大橋） 足場架設後に実施した損傷状態の確認の結果、前回の点検調査の結果から、塩害等による損傷状態の進行や、新たなクラック等が確認され、損傷数量が大幅に増となった。これにより、下部工の補修の完了が令和5年2月末となり、その後の着手を予定していた上部工補修工事の標準工期の確保が困難となったため、年度を跨いでの施工が必要となる。
					20,000	R5.9.30	1級市道 初山中央線 用地調査を実施した結果、買収予定地に多数の相続が発生していることが判明した。調査および関係者への連絡を続けた結果、該当地において、契約は締結できる見込みであるが、これに不測の日数を要したことから、その後予定している歩道整備工事の標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要となる。
	合	計			163,000		

■下水道会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 下水道事業債	1 施設整備費	公共下水道施設改築・改修工事	30,586	R5.5.30	中央水処理センター脱水装置更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、工事の完成が令和5年度中となるため。
			14,795	R5.10.30	北部中継ポンプ場汚水送水ポンプ更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、工事の完成が令和5年度中となるため。
			2,319	R5.10.30	八畑・下町マンホールポンプ場監視通報装置更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、本年更新予定の機器において、2月3日に入札を実施したところ、不落となり、再入札を行うにあたり、工期が確保できないため。
合 計			47,700		

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,304,222	250,192	0	1,554,414	362,100	0	1,916,514	
減債基金	765,541	660,020	0	1,425,561	90,020	0	1,515,581	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,863	5	0	25,868	1	0	25,869
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,834	8	0	166,842	5	0	166,847
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,240	3	11,900	113,343	5	24,257	89,091
	沿岸漁業振興基金	51,152	18,078	18,077	51,153	18,079	14,469	54,763
	教育振興基金	8,004	1	1,000	7,005	2	0	7,007
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	0	2,173,400	0	373,700	1,799,700
	ふるさと応援基金	544,378	358,800	317,360	585,818	800,020	587,878	797,960
	過疎地域持続的発展特別事業基金	572,361	256,463	56,000	772,824	82,600	78,500	776,924
	本庁舎建設基金積立金	250,036	5	0	250,041	10	0	250,051
	学校施設整備基金積立金	300,095	50,033	0	350,128	10	0	350,138
	彦岐市森林環境譲与税基金	9,578	6,448	0	16,026	8,501	7,216	17,311
	企業版ふるさと納税基金	0	0	0	0	2,201	0	2,201
	小 計	5,968,734	689,844	404,337	6,254,241	911,435	1,216,020	5,949,656
計	8,038,497	1,600,056	404,337	9,234,216	1,363,555	1,216,020	9,381,751	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	130,717	3	45,000	85,720	5	36,798	48,927
	介護給付費準備基金	61,117	2	0	61,119	40,003	3,209	97,913
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	0	0	13,046	1,001	1,000	13,047
	計	204,880	5	45,000	159,885	41,009	41,007	159,887
合 計	8,243,377	1,600,061	449,337	9,394,101	1,404,564	1,257,027	9,541,638	

○定額運用基金

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	85	85	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	52,566	16,380	11,380	57,566	5,000	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	2,115	2,115	2,000	0	0	2,000
合 計	74,566	18,580	13,580	79,566	5,000	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,317,943	1,618,641	462,917	9,473,667	1,409,564	1,257,027	9,626,204
-----------------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------

令和5年度当初予算（案）概要

1.	各会計予算額一覧	1
2.	一般会計款別予算集計表	2～3
3.	重点事業（結婚・出産・子育て支援の充実）	4～6
4.	当初予算主要事業一覧	7～34
5.	基金の状況（見込み）	35
6.	地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費	36



荏岐市

令和5年度各岐市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円、%)

会 計 名		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		24,190,000	22,390,000	1,800,000	8.0	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,500,601	3,645,887	△ 145,286	△4.0
		診療施設勘定	49,989	49,537	452	0.9
		計	3,550,590	3,695,424	△ 144,834	△3.9
	後期高齢者医療事業特別会計		393,978	389,971	4,007	1.0
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,701,787	3,666,872	34,915	1.0
		介護サービス事業勘定	33,639	36,043	△ 2,404	△6.7
		計	3,735,426	3,702,915	32,511	0.9
	下水道事業特別会計		383,501	408,695	△ 25,194	△6.2
	三島航路事業特別会計		124,268	120,672	3,596	3.0
	農業機械銀行特別会計		129,966	105,701	24,265	23.0
合 計		8,317,729	8,423,378	△ 105,649	△1.3	
一般会計、特別会計の合計		32,507,729	30,813,378	1,694,351	5.5	

○企業会計

(単位:千円、%)

会 計 名	内 訳	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	748,970	766,002	△ 17,032	△2.2
	収益的支出	903,245	790,015	113,230	14.3
	資本的収入	309,148	205,089	104,059	50.7
	資本的支出	477,754	454,755	22,999	5.1

令和5年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区 分	令和5年度予算額		令和4年度予算額		増減額 A－B＝C	増減率 C／B×100
		A	構成比	B	構成比		
○	1 市 税	2,161,894	8.9	2,164,890	9.7	△2,996	△0.1
	2 地方譲与税	261,456	1.1	306,521	1.4	△45,065	△14.7
	3 利子割交付金	642	0.0	1,270	0.0	△628	△49.4
	4 配当割交付金	9,816	0.0	4,958	0.0	4,858	98.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	0.0	1,949	0.0	8,051	413.1
	6 法人事業税交付金	14,000	0.1	10,220	0.0	3,780	37.0
	7 地方消費税交付金	616,724	2.5	593,649	2.6	23,075	3.9
	8 ゴルフ場利用税交付金	2,295	0.0	2,479	0.0	△184	△7.4
	9 環境性能割交付金	17,214	0.1	17,146	0.1	68	0.4
	10 地方特例交付金	8,045	0.0	12,549	0.1	△4,504	△35.9
	11 地方交付税	9,750,000	40.3	9,595,000	42.9	155,000	1.6
	12 交通安全対策特別交付金	3,990	0.0	4,594	0.0	△604	△13.1
○	13 分担金及び負担金	217,846	0.9	186,809	0.8	31,037	16.6
○	14 使用料及び手数料	426,928	1.8	422,599	1.9	4,329	1.0
	15 国庫支出金	2,335,113	9.7	2,497,348	11.2	△162,235	△6.5
	16 県支出金	2,032,290	8.4	2,064,196	9.2	△31,906	△1.5
○	17 財産収入	50,998	0.2	56,258	0.2	△5,260	△9.3
○	18 寄附金	1,010,101	4.2	505,101	2.3	505,000	100.0
○	19 繰入金	2,516,387	10.4	1,362,066	6.1	1,154,321	84.7
○	20 繰越金	400,000	1.7	420,000	1.9	△20,000	△4.8
○	21 諸収入	169,461	0.7	210,898	0.9	△41,437	△19.6
	22 市 債	2,174,800	9.0	1,949,500	8.7	225,300	11.6
	歳入合計	24,190,000	100.0	22,390,000	100.0	1,800,000	8.0
○	うち自主財源（○印）	6,953,615	28.8	5,328,621	23.8	1,624,994	30.5

令和5年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区分	令和5年度予算額		令和4年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
1	議会費	143,111	0.6	139,064	0.6	4,047	2.9
2	総務費	4,571,467	18.9	4,058,810	18.1	512,657	12.6
3	民生費	6,153,323	25.4	5,963,784	26.6	189,539	3.2
4	衛生費	2,609,520	10.8	2,253,430	10.1	356,090	15.8
5	農林水産業費	2,203,543	9.1	2,092,304	9.4	111,239	5.3
6	商工費	616,200	2.5	613,385	2.7	2,815	0.5
7	土木費	1,707,543	7.1	1,469,661	6.6	237,882	16.2
8	消防費	858,122	3.6	701,614	3.1	156,508	22.3
9	教育費	2,056,811	8.5	2,046,306	9.1	10,505	0.5
10	災害復旧費	9,309	0.0	9,090	0.1	219	2.4
11	公債費	3,206,424	13.3	2,983,284	13.3	223,140	7.5
12	諸支出金	44,627	0.2	47,268	0.2	△2,641	△5.6
13	予備費	10,000	0.0	12,000	0.1	△2,000	△16.7
歳出合計		24,190,000	100.0	22,390,000	100.0	1,800,000	8.0

令和5年度当初予算 重点事業(結婚・出産・子育て支援の充実)

第3次杵崎市総合計画の基本目標のひとつである「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなうまちづくり」の実現のため、令和5年度当初予算では、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するための支援の充実を重点的な取り組みとしています。

事業名	区分		事業費	担当課
① ふれあい交流事業	結婚支援	拡充	5,900 千円	政策企画課 予算書P68～P69 主要事業P11
<p>少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取り組みとして、結婚を望む独身男女の婚活を応援するとともに地域全体で結婚応援の気運を高める。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1. 婚活を支援するマジコイ！杵崎島縁結びサポート事務局(杵崎市商工会女性部)が、外部専門家を招聘し結婚を希望する未婚者に対し成婚までのサポートを実施する結婚個別無料相談会等の婚活支援活動に対し助成を行う。</p> <p>2. 結婚を希望する方へ出会いの機会を創出するため市内団体等が行う男女交流事業の開催を支援する。 ※ 令和5年度から制度拡充。補助対象者に市内事業者を加え、補助上限額を参加人数×3千円から参加人数×1万円に増額。 このほか、成婚奨励事業、結婚新生活支援事業にも引き続き取り組み、長崎県婚活サポートセンターが運営するマッチングアプリへの登録を推奨する。</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
② 不妊治療費助成事業	出産支援	拡充	4,500 千円	健康増進課 予算書P126～P127 主要事業P19
<p>不妊治療にかかった治療費等の自己負担額を助成し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>国の少子化対策の一環として、現在、不妊治療は公的保険が適用され、原則、自己負担額が3割となっているが、令和5年度からは、その自己負担額に対してさらに助成を行い、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。なお、保険適用後高額医療に該当する場合は、高額医療費の助成額を除いた額とする。(1回につき上限20万円)。</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
③ 出産祝金事業	出産支援	拡充	17,000 千円	こども家庭課 予算書P108～P109 主要事業P17
<p>出産祝金を増額し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住・移住の推進を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>市内に住所を有する者が出産し、その後引き続き3年以上本市に居住する意思がある場合、その出生児の保護者に出産祝金を支給する。 ・支給額 第2子:10万円(令和4年度:3万円)、 第3子以降:20万円(令和4年度:10万円)</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
④ 出産・子育て応援事業	出産子育て支援	拡充	17,366 千円	健康増進課 予算書P122～P127 主要事業P19
<p>令和4年度から開始された国の「出産・子育て応援事業」(出産・育児等の見通しを立てるために必要な相談と出産・子育てに対する用品購入等の負担軽減のための経済的支援)に加えて出産記念品を贈呈する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1. 出産応援ギフトは妊娠届出時の面談後給付をする。(50,000円) 子育て応援ギフトは赤ちゃん訪問後給付をする。(50,000円)</p> <p>2. 「生まれてくれて“ありがとう”」事業として、30,000円相当の出産記念品を贈呈する。</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
⑤ 保育料第2子以降無償化事業	子育て支援	負担軽減	(負担軽減額) 44,586 千円	こども家庭課
<p>第2子以降の保育料を無償化し、子育て世帯への負担を軽減する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>子育て世帯への支援として、第2子以降の保育料を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図る。 民間保育施設に対しては国基準額の保育料を市から助成を行う。</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
⑥ 保育所副食費助成事業	子育て支援	負担軽減	(負担軽減額) 8,018 千円	こども家庭課
<p>保育料副食費について金額の見直しを行い、子育て世帯への負担を軽減する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1号認定副食費:4,500円 ⇒ 2,000円 2号認定副食費:4,500円 ⇒ 2,500円 へき地保育所副食費:1,250円 ⇒ 0円 民間保育施設については、市の見直し額(2,000円減額)分の助成を行う。</p>				

事業名	区分		事業費	担当課
⑦ 幼稚園預かり保育無償化事業	子育て支援	負担軽減	(負担軽減額) 1,380 千円	教育総務課
幼稚園における預かり保育料無償化により、幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図り、子育て世帯が利用しやすい教育・保育の環境整備を行う。				
【事業内容】				
1. 預かり保育料無償化 幼児1人につき月額 10,000円 ⇒ 無料				
2. 一時預かり保育料無償化 幼児1人につき日額 1,200円 ⇒ 無料				
3. 副食費(おやつ代)無償化 幼児1人につき月額 1,000円 ⇒ 無料				

事業名	区分		事業費	担当課
⑧ 学校給食費支援事業	子育て支援	負担軽減	(負担軽減額) 70,147 千円	教育総務課 予算書P236～P237 主要事業P32
子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成する。				
【事業内容】				
・給食費月額(R5改定額)				
小学校 4,900円(1,100円増) ⇒ 保護者負担額 小学校 2,000円				
中学校 6,000円(1,500円増) ⇒ 保護者負担額 中学校 2,500円				

事業名	区分		事業費	担当課
⑨ 福祉医療費助成事業 ※高校生まで対象者拡大	子育て支援	拡充	4,000 千円	こども家庭課 予算書P110～P111 主要事業P18
こどもの福祉医療対象年齢を、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大することにより、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を構築する。				
【事業内容】				
県事業として、新たに高校生世代を福祉医療の対象とすることにより、18歳までの全てのこどもに対して、医療費の助成を行う。				
助成対象:窓口負担額から1日800円(月上限1600円)を控除した額、調剤は全額助成				
令和5年度予算額:4,000千円(高校生分)				
補助事業名:子ども医療費助成事業(県10/10)				

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費	市制施行20周年記念事業	8,986	0	0	0	8,986	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 令和6年3月1日、岩城市は、市制施行20周年の節目を迎えるに当たり、祝意を表すとともに、今後の岩城市のさらなる振興・発展を願い、記念事業等を実施する。</p> <p>●事業内容 ・市制施行20周年記念事業 ①市制施行20周年記念式典（仮称） 【日時】令和6年3月1日 【場所】岩城の島ホール大ホール 【案内予定者】約500名（島外150+島内350） 【式典内容】 スライドショー、表彰式、アトラクション、記念講演（講師招聘）等 ②市制施行20周年記念誌の発行 ・オープニングスライドショー用動画 一式 ・20周年記念誌（冊子） 記念式典出席者、関係機関送付用 800部 市民への配布用（各戸配布） 10,000部</p>	総務課 P52～55
1 総務管理費										
1 一般管理費										
	安全・安心なまちづくり交付金	10,719	0	0	0	10,719	0		<p>●事業の背景・目的等 地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・自治公民館数239、世帯数9,500 ①自主防災組織の設置及び活動 5,479千円 ・自主防災組織結成 均等割5,000円 世帯数割100円 ・取り組みやすい活動 均等割3,000円 世帯数割100円 ・要支援者把握・見守り 均等割3,000円 世帯数割100円 ②福祉保健部の設置及び活動 5,240千円 ・福祉保健部・基本的活動 均等割5,000円 世帯数割200円 ・市主催の福祉保健部研修会への参加 均等割2,000円 ・管理施設の完全禁煙化 均等割1,000円 ・健康づくり活動 均等割2,000円 世帯数割100円</p>	政策企画課 P56～57
	まちづくり協議会	98,182	1,579	0	0	38,205	58,398		<p>●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>●事業内容 ・まちづくり協議会費 (主な予算内容) (1)集落支援員設置業務委託 54,400千円 (2)まちづくり交付金 37,325千円 (3)三島地区買い物支援事業補助金 1,320千円 (補助金名称：離島活性化交付金、負担割合：国1/3、市1/3)</p>	SDGs未来課 P52～57
			デジタル田 園都市国家 構想推進交 付金 1,139 ・ 離島活性化 交付金 440							

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 2 文書広報費	ホームページリニューアル事業	8,000	4,000	0	0	0	4,000	新規	<p>●事業の背景・目的等 現ホームページの運用開始後、約5年が経過している。その間、市民をはじめとするホームページ利用者の増加やスマートフォン等の普及による閲覧環境は変化しており、求められるニーズや時代に則した対応を図り、効果的な情報発信に取り組む。</p> <p>●事業内容 行政情報や各種事業及び取組等の情報発信強化をはじめ、更なる交流人口の拡大及びユーザーの利便性向上のため、ホームページのリニューアルを行う。また、ホームページとSNSの連携により、効果的かつ効率的な情報発信を行う。 補助金：離島活性化交付金 負担割合：国1/2、市1/2</p>	総務課 P56～57
2 総務費 1 総務管理費 5 財産管理費	郷ノ浦港嶺崎地区整備事業	61,369	0	0	0	0	61,369	新規	<p>●事業の背景・目的等 旧郷ノ浦町が公共下水道南部処理区の終末処理場用地として、県へ埋立を要請し郷ノ浦港嶺崎地区において、造成整備された用地が確保されていた。しかしながら、平成22年の公共下水道事業計画の変更に伴い、南部処理区は廃止となった。その後においても、継続して当該用地の取得について、県と調整を図ってきたところ、本年度、県の払下単価算出方針が見直されたため、当該用地を取得し、企業誘致並びに宕城市公共施設用地等の地域振興に資する用途に活用する。</p> <p>●事業内容 ・公有財産購入費 宕城市郷ノ浦町片原敷内 面積 16,364.89㎡ (2筆) 単価 3,750円/㎡ 金額 61,369千円</p>	管財課 P62～63
	庁舎管理事業（石田庁舎）	7,612	0	0	0	0	7,612		<p>●事業の背景・目的等 石田庁舎敷地内建物及び構築物について、経年劣化による鉄骨腐食等が進んでいるため、適切な管理を図る。</p> <p>●事業内容 ・庁舎管理事業 ①石田庁舎真鍮車庫について、解体工事を実施する。 （設計費及び工事費） ②石田庁舎北側棟屋外階段について、塗装等補修工事により原状復旧を図る。 （設計費及び工事費）</p>	石田支所 P62～63
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	乗合タクシー運行業務	4,596	0	0	0	4,400	196		<p>●事業の背景・目的等 高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段の確保に対し、地域住民自らが主体となったタクシー（コミュニティバス）を運行し、地域の活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・乗合タクシー運行業務（初山地区・箱崎地区） ①運行業務 4,400千円（初山2,200千円、箱崎2,200千円） ②その他（修繕料、損害保険料など） 196千円</p>	総務課 P64～65

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	地方バス路線維持費	87,136	0	0	0	87,136	0	<p>●事業の背景・目的等 少子化や人口減少、自家用車の普及さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。</p> <p>●事業内容 ・路線バス運行に伴う実質損失額に対し70%を補助 ①市の政策事業による負担 75歳以上バス利用者分 4,223千円 学生定期助成 21,273千円 ②実質赤字補填額 61,640千円</p>	総務課 P68～69	
	離島航空路線確保対策補助金	99,256	0	0	99,200	0	56	<p>●事業の背景・目的等 オリエンタルエアブリッジ(株)が令和5年夏頃からの運航開始に向け準備を進めているATR42型機に対し、航空事業者に補助を行うことで現在と同様の運航体制を確保し、市民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などを図る。</p> <p>●事業内容 ・ATR導入ソフト支援 ①パイロット及び整備士等養成費 79,393千円 ②安全整備費 19,863千円</p>	総務課 P68～69	
	本土通院等航路運賃支援事業	10,000	0	0	0	10,000	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 長崎県が平成21年度から実施した「離島地域交流促進基盤強化事業費補助金(事業費10/10以内)」において、長寿命化(リフレッシュ)に要する経費を事業者に補助することにより、補助相当額を運賃低廉化に反映させてきたが、運賃終了を迎えるに当たり島民の運賃の経済的負担を軽減するため、市単独で事業継続を行い、引き続き島民の負担軽減を図る。</p> <p>●事業内容 ・本土通院等航路運賃支援事業負担金 基本運賃から国境離島負担金を除いて、利用者負担額が5割引もしくは6割引の金額となるよう差額分を支援する。 ①特定医療割引 【特定医療(指定難病)・特定疾患割引、小児慢性特定疾病医療割引、育成医療割引、高度・先進医療割引】 ②後期高齢者割引 ③学生割引 【就職活動割引、進学受験割引、グループ活動割引】 ④身障者等運転自動車送料割引 ※①：基本運賃の6割引、②～④：基本運賃の5割引</p>	総務課 P66～67
	ふるさと応援寄附金	1,584,208	0	0	0	1,584,208	0	<p>●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設された。納税者へ本市のふるさと納税を推進し、地域活性化に向けた様々な政策を実施する為、財源の確保を図る。</p> <p>●事業内容 ふるさと応援寄附者へお礼の品(特産品)を贈呈する。また、お礼の品の宣伝用カタログの作成及び新たな民間ポータルサイトを強化のほか、各種PR事業を実施する。寄附金は、ふるさと応援基金に積立てを行う。 ・目標額 10億円</p>	政策企画課 P64～69	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ウルトラマラソン運営費事業	14,046	1,500	0	0	10,000	2,546		<p>●事業の背景・目的等 本大会は全国から例年600名を超える参加があり、日本最大級のランニングポータルサイトであるランネットが高評価(ウルトラマラソンの部3大会連続全国第2位獲得)を受けるなど、単なるスポーツイベントに留まらず、島全体を挙げた一大イベントとして定着している。令和4年度はコロナ禍後初で3年振りの大会を開催し598名の申込み(前回は86%)であり、全国の他大会が50%程度に留まる中において本大会の人気の高さを物語る結果となった。 令和5年度は市制施行20周年記念大会として開催し、全国への知名度向上及び本市の地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・ 香城ウルトラマラソン運営事業 第6回大会(市制施行20周年記念大会)の運営に係る経費</p> <p>【開催予定日】 令和5年10月21日(土) 【種目・募集】 100km:600名 / 50km:400名 【過去実績(エントリー数)】 第1回 635名 / 第2回 703名 / 第3回 728名 第4回 695名 / 第5回 598名</p>	観光課 P64~69
	SDGs推進事業	22,000	11,000	0	0	0	11,000		<p>●事業の背景・目的等 本市は、平成30年度「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を推進している。近年の不安定かつ不確実な社会状況の中、持続可能な未来に向けた羅針盤であるSDGsに取り組むことで、経済循環を中心に社会と環境が調和しながら、市民の故郷として存在し続ける持続可能な地域社会の構築を目指す。</p> <p>●事業内容 ・ 香城市SDGs未来都市推進事業 SDGsを推進することは、香城島で人々が豊かに暮らし続けるための仕組みづくりであり、市民一人ひとりの活動が、島の豊かさや未来を創り、持続可能な社会の構築に繋がる。これまで築いてきた「対話型まちづくり」をさらに強化していくことで、誰もがまちづくりに参画できる仕組みを構築する。</p> <p>(1)香城なみらい創りプロジェクト(市民対話会等) 5,000千円 (2)香城市版SDGs教育定着促進事業 5,500千円 (3)香城市版SDGs認証・パートナー制度 3,000千円 (4)オンライン市民対話・合意形成システム導入 3,000千円 (5)広報プロジェクト 5,000千円</p> <p>①補助金名称：デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ) ②負担割合：国1/2、市1/2</p>	SDGs未来課 P66~67
	総合計画策定業務	5,243	0	0	0	5,060	183	新規	<p>●事業の背景・目的等 現行の第3次香城市総合計画は令和2年度から6年度までの5カ年計画となっており、計画期間終了までに次期計画を策定する必要があるため、令和5年度から基本計画の策定に着手する。</p> <p>●事業内容 ・ 第4次香城市総合計画策定 ①総合計画審議会委員報酬 183千円 ②総合計画策定業務 5,060千円</p> <p>【内容】 ・ 基礎調査と分析(本市の現状や社会情勢等の調査・分析) ・ 現行計画の評価と検証 ・ 市民の意向把握(アンケート調査等) ・ 市民及び職員参画(ワークショップ等) ・ 香城市総合計画審議会の開催 ・ パブリックコメントの実施 等</p>	政策企画課 P62~67

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		区分：新規・新規事業						(単位：千円)		
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	定住奨励事業	30,360	0	0	0	30,360	0	<p>●事業の背景・目的等 香城市総合計画の「UIターンの強化」に掲げる定住・移住を推進するため、UIターン者に対し、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行い、移住費用の負担を軽減する。また、移住者等への住宅を確保し、移住者及び定住者の増加を図るため、市民の中古住宅取得費用の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。さらに、若年層の定住促進及び産業人材の確保を図るため、市内に居住・就労し、奨学金等を償還する者に対し償還額の一部補助を行う。</p> <p>●事業内容 ・定住奨励事業補助金 ①移住者住宅等支援事業 9,000千円 (新築2,500千円×2戸、中古(移住者)1,000千円×2戸、中古(市民)1,000千円×2戸) ②移住者住宅家賃支援事業 3,360千円 (7千円×12月×40戸) ③移住費用支援事業 6,000千円 (120千円×50世帯) ④中古住宅改修費用支援事業(移住者) 4,000千円 (1,000千円×3戸+加算200千円×5人) ⑤空き家バンク改修補助金(所有者) 3,000千円 (1,000千円×3戸) ⑥定住促進奨学金償還補助金 5,000千円 100,000円×50件</p>	政策企画課 P68～69	
	ふれあい交流事業 (再掲)	5,900	0	1,050	0	4,775	75	<p>●事業の背景・目的等 少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取り組みとして、結婚を望む独身男女の婚活を応援するとともに地域全体で結婚応援の気運を高める。</p> <p>●事業内容 ・商工会女性部結婚支援事業 婚活を支援するマジコイ！香城島縁結びサポート事務局(香城市商工会女性部)が、外部専門家を招聘し結婚を希望する未婚者に対し成婚までのサポートを実施する結婚個別無料相談会等の婚活支援活動に対し助成を行う。 予算額 1,400千円 (国3/4、その他175千円) ・婚活イベント開催事業 結婚を希望する方へ出会いの機会を創出するため市内団体等が行う男女交流事業の開催を支援する。 ※令和5年度から制度拡充。補助対象者に市内事業者を加え、補助上限額を参加人数×3千円から参加人数×1万円に増額。 予算額 4,500千円(300千円×15回)</p>	政策企画課 P68～69	
	成婚奨励金事業	1,500	0	0	0	0	1,500	<p>●事業の背景・目的等 結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりを行う一環として、市民あげて結婚の後押しを推進を図る。</p> <p>●事業内容 ・成婚奨励金 1,500千円 地域少子化の大きな要因となっている未婚化・晩婚化に歯止めをかけ、市内に住所を有する未婚者の婚姻を仲立ちし、結婚を奨励した者に奨励金を交付する。 奨励金額：1組につき100千円/1人</p>	政策企画課 P64～65	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	外部人材活用推進事業	12,700	6,350	0	0	0	6,350	新規	<p>●事業の背景・目的等 慶應義塾大学SFC研究所及び株式会社リクルートとの連携協定に基づき、「宍巻なみらい研究所」における人材育成と地域創生プロジェクトの開発実装を通して、共創社会の実現を目指す。また、人口減少・超高齢化社会の問題である生産年齢人口（地域の担い手となる若い世代）の減少に対応するため、「エンゲージメント（地域への愛着や主体的な貢献欲求）」に着目し、居住地に関わらず、本市のみらい創りに対して主体的に活動する人を増加させることで、地域に不足する担い手や技術・資源を取り入れ、共創により持続可能な地域社会を構築する。</p> <p>●事業内容 ・宍巻市エンゲージメント型共創推進事業 (1) エンゲージメント指標の測定分析業務（分析・助言） 5,500千円 (2) 宍巻なみらい研究所研究開発支援業務（大学等指導） 5,000千円 (3) 宍巻なみらい研究所研究活動支援業務（調査実証等） 2,200千円</p> <p>①補助金名称：デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ） ②負担割合：国1/2、市1/2</p>	SDGs未来課 P66～67
	外部人材活用促進事業 (地域活性化起業人負担金)	5,600	0	0	0	0	5,600	新規	<p>●事業の背景・目的等 日本郵便株式会社と宍巻市の包括連携協定に基づき、日本郵便株式会社と慶應義塾大学SFC研究所の連携により取り組む「日本郵便社会イノベーション推進室」の研究活動の受入を行う。</p> <p>●事業内容 日本郵便株式会社（社会イノベーション推進室）より、地域活性化起業人を受け入れる。 人 数：1名 期 間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（※最長3年まで） 受入先：総務部SDGs未来課付 業務内容： 慶應義塾大学SFC研究所の研究者として、市民対話会、SDGs教育事業、まちづくり協議会等の事業に従事しながら、地域課題解決に資する新たな仕組みづくりの研究を行う。</p>	SDGs未来課 P66～67
	Power-To-Gas実用化推進事業	65,556	64,865	0	0	0	691		<p>●事業の背景・目的等 既に危機的な状況にある気候変動対策として、本市においても地域脱炭素実現のために再生可能エネルギーの有効利用・導入拡大が必要である。水素貯蔵との組合せによる再生エネの高効率化・導入拡大が可能なシステムの社会実装により、再生エネ系統接続が困難な離島の脱炭素実現を図るとともに、一次産業等地場産業との連携により地域経済の活性化も図る。</p> <p>●事業内容 令和4年度までのRE水素システム実証試験の実績データに基づいて、当該システムの長期運用を想定した性能向上を図る改良を行うとともに、当該システム等を用いたCEMS（地域レベルのエネルギーマネジメントシステム）の実現可能性等についての調査を行う。 なお、本実証試験については、第三者の学識経験者等で構成する有識者助言委員会において、実証試験の内容やシステムの改良による効果、経済性等について評価、検証等を行う。</p> <p>(1)有識者助言委員会運営関係（謝金・費用弁償・会場借上）：1,008千円 (2)実証試験業務関係：63,857千円</p> <p>①補助金名称：エネルギー構築高度化・転換理解促進事業補助金（経産省） ②負担割合：国10/10</p>	SDGs未来課 P64～67

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	89,945	0	0	0	30,875	59,070		<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域の地域社会を維持するため、平成29年4月施行の有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し持続的な居住が可能となる環境の整備を図るため、国境離島航路航空路運賃軽減事業（負担額：国55%、県22.5%、市22.5%）を行う。</p> <p>●事業内容 ・国境離島航路航空路運賃低廉化負担金 ①航路分 79,882千円 ②航空路分 9,313千円 ③三島分 750千円 ※負担割合：国55%、県22.5%、市22.5%</p>	総務課 P68～69
	雇用機会拡充事業	300,000	0	250,000	0	50,000	0		<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う事業者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域活性化を図ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 特定有人国境離島地域における事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費等の資金を最長5年間支援する。</p> <p>補助対象事業費 ①創業 6,000千円（補助上限4,500千円） ②設備投資を伴わない事業拡大 12,000千円（補助上限9,000千円） ③設備投資を伴う事業拡大 16,000千円（補助上限12,000千円） 負担割合 国1/2、県1/8、市1/8、事業者1/4 (国4/6、県1/6、市1/6)</p>	商工振興課 P68～69
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業	77,672	0	7,355	0	64,000	6,317		<p>●事業の背景・目的等 有人国境離島法の施策の一つである潜在型観光促進事業について、滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げ及び誘客促進事業の実施により地域振興を図る。</p> <p>●事業内容 ①潜在型観光割引事業負担金 県事業(潜在型観光促進事業)として実施する「しま旅旅行商品」「企画乗船券」「行っ得クーポン券」等の誘客対策に対する市町負担金 誘客目標 約2.7万人 事業費(市負担金)：64,000千円 ※全体事業費：284,458千円 負担割合 国55% 県22.5% 各市町負担金22.5%(64,000千円) ②日本遺産国境の島ガイド育成・周遊促進事業 日本遺産ガイドの育成 事業費：1,054千円 負担割合：県(国)55%(569千円) 市45% ③潜在型観光旅行商品造成支援事業 市内観光事業者(体験事業者・宿泊事業者・飲食店等)の連携による体験プログラムの企画・開発(個人旅行・教育旅行)を支援 事業費：10,912千円 負担割合：県(国)55%(6,001千円) 市45% ④元寇750年に向けた全国PR事業 2024年の元寇750年に向けた元寇史跡の観光コンテンツ化及び3市合同スタンプラリー実施 事業費：1,473千円 負担割合：県(国)55%(657千円) 市45% ⑤旅費 233千円 負担割合：県(国)55%(128千円) 市45%</p>	観光課 P64～69

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島輸送コスト支援事業補助金 (農産物)	65,061	48,752	8,114	0	8,000	195	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域での本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島輸送コスト支援事業補助金（農産物） 農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・資材等の移入にかかる費用に対する支援 負担割合（国：3/5、県1/10、市1/10、実施主体1/5）</p>	農林課 P64～69	
	離島輸送コスト支援事業補助金 (水産物)	67,554	50,665	8,444	0	8,000	445	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島輸送コスト支援事業補助金（水産物） 魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援（5漁協及び民間事業者） 負担割合（国：3/5、県：1/10、市：1/10、実施主体1/5）</p>	水産課 P68～69	
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	総合行政ネットワーク通信設備更新事業	71,802	0	0	0	71,802	0	<p>●事業の背景・目的等 総合行政ネットワーク通信設備は、国や全国の自治体と相互接続する行政専用ネットワークで、安全確実な電子文書の交換、電子メール、行政間の情報共有を担い、戸籍や住民情報システム、税業務等、機密性の高い情報システムの共同利用を可能とする電子自治体の通信基盤であり、安定して利用するために、定期的な機器の更新が必要である。</p> <p>●事業内容 ・情報系通信設備更新 ①センター通信設備更新 46,200千円 ②鑑ノ浦庁舎・勝本庁舎通信設備更新 14,533千円 ③監視用機器更新 11,069千円</p>	情報管理課 P70～71	
	ケーブルテレビ設備更新事業	8,800	0	0	0	8,800	0	<p>●事業の背景・目的等 ケーブルテレビ施設の自主放送設備で議会放送や地域情報を取材・編集し放送することで、公共の福祉の増進、文化の向上、産業と経済の発展に役立ち、平和で豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ケーブルテレビ施設の自主放送設備について、カメラや編集機の映像記憶媒体（P2カード）機器が老朽化し支障をきたしているため、映像記憶装置（ハードディスク）を導入し、カメラ・編集機のネットワーク化による作業の効率化を図る。</p> <p>システム改修業務 8,800千円</p>	情報管理課 P70～71	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	自治体DX推進事業	13,920	0	0	0	13,920	0		<p>●事業の背景・目的等 沓城市デジタル本庁舎構想(デジタルコミュニケーションツール・スラックを活用した4庁舎分庁方式の課題解決)による、スピード感のある市民サービスと事務の効率化、行政事務のオンライン化に取り組む。</p> <p>●事業内容 スピード感のある市民サービスの実現と行政事務の効率化を実現するため、必要なデジタル技術を活用する。 ①コミュニケーションツール・スラック利用料 7,680千円 (400ライセンス×1,600円×12月) ②Webフォーム利用料 1,367千円 (103,500円×12月+消費税) ③LINE公式アカウントシステム利用料 年間 1,518千円 ④情報提供連携システム利用料 年間 1,320千円 ⑤その他(Webシステム利用料) 2,035千円</p>	情報管理課 P70~71
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社協事務局設置費	31,017	0	0	0	0	31,017		<p>●事業の背景・目的等 地域の人々が、住み慣れたまちで安心して生活することができよう、社会福祉協議会の事務局設置費の一部を助成することで、多様なニーズに対応可能な体制づくりを支援する。</p> <p>●事業内容 ・社協事務局設置費 地域福祉の向上を図る沓城市社会福祉協議会の円滑な運営を目的に、必要経費に対して補助金を交付する。</p>	市民福祉課 P90~91
	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務	4,113	0	0	0	0	4,113	新規	<p>●事業の背景・目的等 国や都道府県の障害者福祉施策の動向、沓城市の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、沓城市障がい福祉計画(第6期)・沓城市障がい児福祉計画(第2期)の見直しを行い、沓城市における障害福祉サービス等の目標量を定める沓城市障がい福祉計画(第7期)・沓城市障がい児福祉計画(第3期)を策定することを目的とする。</p> <p>●事業内容 障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示す「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定する。</p>	市民福祉課 P90~91
	在宅重症心身障害児者短期入所支援事業	768	241	262	0	0	265	新規	<p>●事業の背景・目的等 重度の障害者(児)及びその家族が、精神的・経済的負担の軽減により安定した日常生活を送れるようにすることを目的とする。</p> <p>●事業内容 日常生活において、常時特別な医療的ケアを必要とする20歳以上在宅重症心身障害者及び20歳未満の在宅重症心身障害児に対して、医療機関において短期入所サービスを実施した際に補助を行う。</p>	市民福祉課 P92~93

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	身体障害者補助犬飼育管理補助金	96	0	0	0	0	96	新規	<p>●事業の背景・目的等 香城市において、令和4年度に初めて介助犬(盲導犬)が導入された。介助犬は利用する身体障害者の失われた身体機能を補助するものであり、必要不可欠な存在である。飼育に必要な経費の一部を助成することにより福祉の向上を図り社会参加を支援する。</p> <p>●事業内容 ・身体障害者補助犬飼育管理補助金 96千円 飼育に必要な経費の一部を助成</p>	市民福祉課 P92～93
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	273,088	32,597	113,975	0	0	126,516		<p>●事業の背景・目的等 国保特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 ・国民健康保険事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 130,236千円 負担割合=県:3/4、市:1/4 ②保険基盤安定繰入金(保険者努力支援分) 63,894千円 負担割合=国:1/2、県:1/4、市:1/4 ③未就学児均等割保険税繰入金 1,300千円 負担割合=国:1/2、県:1/4、市:1/4 ④職員給与費等繰入金 14,341千円 ⑤出産育児一時金繰入金 6,667千円 ⑥財政安定化支援事業繰入金 56,649千円</p>	保険課 P98～99
	直営診療施設勘定繰出金	27,025	0	0	0	0	27,025		<p>●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足分を補填する。</p> <p>●事業内容 ・直営診療施設勘定への繰出金 27,025千円</p>	保険課 P98～99
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業特別会計繰出金	560,401	28,415	15,002	0	0	516,984		<p>●事業の背景・目的等 介護保険特別会計に市の法定負担とされる経費を繰り出し、介護保険事業及び地域支援事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 介護給付費、地域支援事業費に対する法定負担分、低所得者保険料軽減負担金、保険料で賄うことができない事務費用を一般会計から介護保険特別会計に繰出金として支出する。 ①介護給付費分 417,858千円 ②地域支援事業分 40,843千円 ③介護事務費分 44,869千円 ④低所得者保険料軽減分 56,831千円</p>	保険課 P100～101

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護サービス相互支援協力金事業	6,178	0	0	0	0	6,178	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>市内介護施設・介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、また在宅高齢者が濃厚接触者となった場合等における迅速な対応のため、あらかじめ応援職員派遣及び代替サービス確保に向けた相互支援ネットワークを構築する。</p> <p>●事業内容</p> <p>市内介護施設・介護サービス事業所において、職員または利用者が新型コロナウイルス感染症が発生したことに伴って、同一法人グループ内で人員確保等について、可能な限りの対応を行ったにも関わらず、直接処遇職員が不足する場合、また在宅において家族が感染し介護者が不在となった場合の要介護者への介護サービスを支援するため、あらかじめ市に登録している他の介護サービス事業所から応援職員派遣を行う仕組みとする。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症介護サービス相互支援協力金</p> <p>①直接派遣（感染発生施設への派遣） 15千円×7日×30人 3,150千円</p> <p>②間接派遣（直接派遣施設への派遣） 5千円×7日×30人 1,050千円</p> <p>③在宅派遣（濃厚接触者への提供） 10千円×7日×20人 1,400千円</p> <p>・派遣時の感染防御物品費（直接派遣及び在宅派遣のみ） 3千円×1.1×175日 578千円</p>	保険課 P98~101	
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	150,599	0	100,965	0	0	49,634	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>後期特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容</p> <p>・後期高齢者医療事業特別会計への繰出金</p> <p>①保険基盤安定繰出金 134,621千円 負担割合＝県：3/4、市：1/4</p> <p>②広域連合事務費負担金（共通経費分）繰出金 13,726千円</p> <p>③一般会計事務費繰出金 2,252千円</p>	保険課 P106~107	
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	出産祝金事業 (再掲)	17,000	0	0	0	17,000	0	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>出産祝金を増額し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住・移住の推進を図る。</p> <p>●事業内容</p> <p>市内に住所を有する者が出産し、その後、引き続き3年以上本市に居住する意思がある時、その出生児の保護者に出産祝金を支給する。</p> <p>支給額 第2子：10万円（令和4年度：3万円） 第3子以降：20万円（令和4年度：10万円）</p> <p>令和5年度予算額：17,000千円 第2子：7,000千円（70人） 第3子以降：10,000千円（50人）</p>	こども家庭課 P108~109	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	福祉医療費助成事業 (再掲)	4,000	0	4,000	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 こどもの福祉医療対象年齢を、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大することにより、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を構築する。</p> <p>●事業内容 県の施策に基づき、新たに高校生世代を福祉医療の対象とすることにより、18歳までの全ての子どもに対して、医療費の助成を行う。 ※県全額補助対象</p> <p>窓口負担額から1日800円(月上限1600円)を控除した額 調剤は全額助成 補助事業名：子ども医療費助成事業(県10/10)</p>	こども家庭課 P110~111	
3 民生費 3 生活保護費 1 生活保護総務費	社会保障・税番号制度システム整備 (医療扶助のオンライン資格確認導入事業)	6,331	6,331	0	0	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 香城市福祉事務所と各医療機関及び社会保険診療報酬支払基金をネットワークで連携し、現在紙で発行している医療券・調剤券発行事務等をオンライン化することで、被保護者の利便性等を高めるとともに医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進する。</p> <p>●事業内容 ・医療扶助のオンライン資格確認導入事業 ①業務システム等の改修費等 4,775千円 生活保護基幹業務システムとレセプト管理システムの改修 統合専用端末の導入と各システムとのネットワーク接続 ②被保護者の利用登録に係る支援等 1,556千円 マイナポータルへの登録手続きに係る支援員の人件費等</p>	保護課 P118~121	
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	762,809	572,105	6,322	0	30,400	153,982	<p>●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべてのものに対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・生活保護費 ①生活扶助費 204,146千円、②住宅扶助費 33,650千円 ③教育扶助費 3,600千円、④介護扶助費 27,000千円 ⑤医療扶助費 483,600千円、⑥出産扶助費 1,000千円 ⑦生業扶助費 3,913千円、⑧葬祭扶助費 2,000千円 ⑨保護施設事務費 3,000千円、⑩就労自立給付金 500千円 ⑪就学準備給付金 400千円</p>	保護課 P120~121	
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	母子保健事業	20,611	767	0	0	17,961	1,883	<p>●事業の背景・目的等 母子保健法に基づき、妊産婦および乳幼児健診、相談事業や教室等により母性並びに乳幼児の健康保持、増進を図る。</p> <p>●事業内容 妊産婦健診及び乳幼児健診で健康状態や発育発達を確認し、相談事業や教室等で必要な支援を行う。また、訪問や面談ではより身近で相談に対応し必要な支援へつなげる。</p>	健康増進課 P122~127	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	がん検診事業	57,202	663	0	0	0	56,539	<p>●事業の背景・目的等 生活習慣病の中でも、市民の医療費や死亡原因のトップであるがん対策として、検診で有効性の認められている5種類のがんに対して検診を実施し、早期発見・早期治療により医療費の適正化とがんになっても働き続けられる社会の実現をめざす。</p> <p>●事業内容 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診を個別（医療機関）と集団（検診バス）の2方式で実施する。個別検診は市医師会へ委託、集団検診は県内の検診専門機関へ委託し実施する。</p>	健康増進課 P124～125	
	不妊治療費助成事業 (再掲)	4,500	0	0	0	4,500	0	<p>●事業の背景・目的等 不妊治療にかかった治療費等の自己負担額を助成し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>●事業内容 ・不妊治療費助成事業 現在、長崎県特定不妊治療費（保険適用外）の助成に独自の上乗せの助成をしている。県の助成は令和4年度から保険適用となったため終了となっているが、年度をまたいだ治療の助成は令和5年3月末まで受け付けている。 令和5年度から不妊治療にかかった治療費等の自己負担額を助成し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。なお、不妊治療費の助成は、保険適用後高額医療に該当する場合は高額医療費の助成額を除いた額とする。</p>	健康増進課 P126～127	
	出産・子育て応援事業 (再掲)	17,366	8,977	2,244	0	6,100	45	<p>●事業の背景・目的等 令和4年度から開始された国の「出産・子育て応援事業」（出産・育児等の見直しを立てるために必要な相談と出産・子育てに対する用品購入等の負担軽減のための経済的支援）に加えて出産記念品を贈呈する。</p> <p>●事業内容 ・出産・子育て応援事業 ①出産・子育てに対する用品購入等の負担軽減のための経済的支援を行う。 出産応援ギフトは妊娠届出時の面談後給付をする。（50千円） 子育て応援ギフトは赤ちゃん訪問後給付をする。（50千円） ②「生まれてくれて“ありがとう”」事業として、30千円相当の出産記念品を贈呈する。</p>	健康増進課 P122～127	
	水道事業会計事業費	227,897	0	0	0	0	227,897	<p>●事業の背景・目的等 安全で良質な水の安定供給及び水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰出しを行う。</p> <p>●事業内容 ・水道事業会計負担金（基準内）127,897千円 ①地方債の元利償還金 ②児童手当 ③消火栓設置及び管理に要する経費 ・水道事業会計補助金（基準外）100,000千円 ①維持管理費 ②施設改良費</p>	上下水道課 P126～127	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策事業	91,174	600	3,562	0	54,459	32,553	<p>●事業の背景・目的等 予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児期から高齢者までの感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。</p> <p>●事業内容 定期予防接種、任意予防接種を実施する。また、国の方針に基づき、風しんの追加的対策と、令和5年4月から9価HPVワクチンが定期接種として追加され実施する。実施にあたっては、医療機関での個別接種とし、各岐医師会へ委託する。 併せて、市外での接種に対応するため、長崎県広域化事業及び県外接種への助成を実施する。</p>	健康増進課 P126~127	
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	34,635	34,635	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について、国民への円滑な実施をするため、必要な接種体制を整備し、各岐医師会の協力のもと円滑なワクチン接種を実施する。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルスワクチン接種において、オミクロン株対応2価ワクチン接種者に対する接種を継続する。接種体制確保並びに接種準備を図り、各岐医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p>	健康増進課 P126~127	
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策事業	52,209	0	46,962	0	0	5,247	<p>●事業の背景・目的等 海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。</p> <p>●事業内容 ・海岸漂着ごみの回収・運搬・処分業務委託及び啓発事業 長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業 負担割合 国9/10 県管理海岸分1/10 (補助対象事業費59,000千円) ①海岸漂着物回収運搬処分業務 郷ノ浦・勝本・芦辺・石田の4地域ごとに入札落札者による海岸漂着ごみの回収・運搬・処分業務を委託 履行期間：7月~1月予定 ②啓発事業(発生抑制対策事業：ボランティアリズムin巻枝) 島内外のボランティアグループ、個人、島内高校生を参加対象に海岸清掃活動、基調講演や各グループ活動報告などのワークショップを行い、海岸漂着ごみの問題意識の共有、不法投棄等によるごみの発生抑制を図る。</p>	環境衛生課 P126~129	
	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成事業	520	0	0	0	520	0	新規 <p>●事業の背景・目的等 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行うことにより、繁殖を抑制し、殺処分数を減少させるとともに、飼い主のいない猫によって起こる近隣住民の生活環境への被害を防止するため。</p> <p>●事業内容 ・不妊去勢手術費用助成事業 助成対象は、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとする者で、次のいずれかに該当するもの。 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所を有する団体 ③市内に事務所を有しない団体においては、その代表者が市内に住所を有するもの 助成額：不妊手術(メス猫1匹あたり)18,000円 去勢手術(オス猫1匹あたり)8,000円</p>	環境衛生課 P128~129	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 1 保健衛生費 4 病院費	地域医療維持確保事業	877,505	0	0	254,000	1	623,504	<p>●事業の背景・目的等 長崎県若岐病院を若岐医療圏の中核を担う病院として運営するため、大学等からの派遣による医師を確保し、医療提供体制を充実させる。また地域が必要とする医療水準の維持を図り、市民の健康な生活に貢献することを目的とする。</p> <p>●事業内容 長崎県病院企業団構成団体負担金及び地域医療連携のための協力大学（九州大学、福岡大学、久留米大学）への寄附金や若岐病院増築に係る建設改良特別負担金 ①長崎県病院企業団負担金 554,422千円 ②建設改良特別負担金 300,000千円 事業内容： ・病院前駐車場左側に増築棟（鉄骨造2階建、建築面積1,500㎡） ・真鍮山地を造成し、代替駐車場（70台）を確保 ・既存施設の改修・機能強化 ・概算事業費 約15億円（実質的な若岐市負担額：122,200千円） ③地域医療維持協力大学寄附金 19,000千円 若岐市医療・健康開発事業寄附金 4,000千円</p>	保険課 P128～129	
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業	63,090	22,765	13,659	0	0	26,666	<p>●事業の背景・目的等 公共下水道、漁業集排水整備事業の集処理区域外の方に対し、し尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>●事業内容 ・合併処理浄化槽設置整備事業 63,090千円 ①5人槽 ……………30基 ②6～7人槽 ……………50基 ③8～10人槽 ……………10基 ④11～20人槽……………10基</p>	上下水道課 P136～137	
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	農業生産価格高騰対策事業	30,464	0	0	0	30,464	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の影響を受け、農作物の生産に必要な原材料費（飼料、肥料、農薬）の価格が高騰しており、農家経営を大きく圧迫している。</p> <p>●事業内容 令和4年度に引き続き、価格高騰に対する一定額を農業経営者（農家、法人等）に支援し、経営の継続と安定化を図る。 補助内容： 肥料及び農薬の価格上昇額の15%に相当する額について、作付品目毎に、 作付面積に応じて定額補助 事業費：30,464千円 作付品目（19品目）に対する補助：29,808千円、事務費：656千円</p>	農林課 P144～145	
	特定地域づくり事業	4,876	2,438	0	0	0	2,438	<p>●事業の背景・目的等 人口急減地域（過疎地域）において、事業者単位では仕事がない、一定の給与水準を確保できないなどの理由により人口流失の要因になっている。このため、地域全体における年間を通じた仕事を創出し、雇用了した職員を組合員の事業に従事するために派遣することで、地域の担い手を確保することを目的とした労働者派遣事業を行い、島内の若者の流出を防ぐと共にUターン者の移住を促進する。</p> <p>●事業内容 ・特定地域づくり事業 事業主体：若岐市農業支援事業協同組合農業 事業内容：労働者派遣事業を行い、地域内の担い手の確保を図る。 負担割合：9,753千円×市1/2＝4,876千円 （市の負担分の内1/2は国補助）</p>	農林課 P144～145	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	有害鳥獣被害防止対策事業	26,429	0	0	0	26,429	0	<p>●事業の背景・目的等 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が、現に生じているか又はそのおそれのある場合に、その防止及び軽減を図るため、有害鳥獣の駆除を実施する。なお、宍塚地域有害鳥獣被害防止対策協議会では専従捕獲員を設置し、タイワンリスの駆除依頼に対応している。</p> <p>●事業内容 ・有害鳥獣被害防止対策事業 26,429千円 ①タイワンリス捕獲委託料 21,417千円 (単価：500円×25,000頭) ②イノシシ捕獲委託料 2,387千円 ③カラス捕獲委託料 1,110千円 ④シカ捕獲委託料委託料 825千円 ⑤事務費 690千円</p>	農林課 P142~143	
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産費	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業	15,900	0	0	0	15,900	0	<p>●事業の背景・目的等 宍塚市農業における肉用牛飼育は、宍塚産農産物ブランドの一つになっているが、生産資材や燃油の高騰に加えて高齢化・担い手不足によって繁殖牛の飼養戸数は減少の一途を辿っている。JA宍塚市の第9次農業振興計画においては、繁殖牛の飼養目標頭数は7,600頭、肉用牛全体の目標販売高は65億円とされており、兼業少頭飼い農家への経営支援の強化と専業多頭飼育農家の育成が必要であるとともに、宍塚牛のさらなるブランド化が求められている。</p> <p>●事業内容 ・地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 15,900千円 ①淘汰更新による機能向上 200頭×@10千円 2,000千円 ②宍塚牛ブランドアップ推進事業 400千円 ③生産性向上による維持・増頭対策事業 農家分 1,000千円×1/4×10件 2,500千円 ④肥育養牛導入支援事業 市場購入@20千円×500頭+自家保留@10千円×100頭 11,000千円</p>	農林課 P148~149	
	堆肥利用推進対策事業	1,807	0	0	0	1,807	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の影響を受け、農作物の生産に必要な原材料費(飼料、肥料、農薬)の価格が高騰し、経営を大きく圧迫しているため農家に対して支援を行う。</p> <p>●事業内容 ・堆肥利用推進対策事業 1,807千円 価格が高騰している化学肥料に対し、市内の畜産農家から排出される堆肥を原料とした堆肥製品について、市内での販売価格を2割引き下げる措置(市及びJAにおいて)を継続し、農家が利用しやすい料金体系とすることで農作物の生産性を高めるとともに、さらなる資源循環型農業の展開を促進する。</p> <p>堆肥製品の販売価格の2割引下措置に対する補助(JA販売分)</p>	農林課 P148~149	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ージ
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産費 1 農業費 5 農地費	多面的機能支払交付金事業	129,826	0	94,047	0	0	35,779		<p>●事業の背景・目的等 農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間)R4～R8(4期対策：5年間)</p> <p>●事業内容 ・多面的機能支払交付金 129,826千円 (99組織・1,665ha) ①農地維持支払:1,665ha ②資源向上支払(共同活動、施設の長寿命化):1,665ha 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】</p>	農林課 P148～151
	中山間地域等直接支払交付金事業	188,871	0	141,467	0	0	47,404		<p>●事業の背景・目的等 過疎化・高齢化等の要因により、中山間地域が有する保種休養・景観等の多面的機能が低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む業者へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間)R2～R6(5期対策：5年間)</p> <p>●事業内容 ・中山間地域等直接支払交付金 188,871千円 (142組織・1,430ha) ①10割単価 急傾斜:485ha 緩傾斜:272ha 平地:386ha ②8割単価 急傾斜:118ha 緩傾斜:150ha 平地:19ha 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】</p>	農林課 P148～151
	環境保全型農業直接支払交付金事業	19,971	0	15,261	0	0	4,710		<p>●事業の背景・目的等 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて助成することにより、環境保全型農業のより一層の推進を図る。</p> <p>●事業内容 ・環境保全型農業直接支払交付金 19,971千円 (3組織・23,841ha) ①IPMの取り組み 23,392a ②有機農業 449a 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】</p>	農林課 P148～151
5 農林水産費 3 水産業費 1 水産業総務費	磯焼け対策協議会負担金	30,600	0	0	0	30,000	600		<p>●事業の背景・目的等 近年の温暖化の影響により、藻場の回復阻害要因として、肉食性魚類による海藻の食害が顕著化し、藻場の形成時期や構成種が大きく変化している。これは水温の上昇により魚類の摂食活動が長期化及び活発化し、魚類の摂食圧が以前より強くなったため、海藻の生産量と魚類の摂食圧とのバランスが崩れたことが原因だと考えられている。この度、漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策関係事業を推進するため磯焼け対策協議会を設立し、藻場の早期回復を図ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・岩城市磯焼け対策協議会負担金 30,600千円 ①協議会経費 100千円 ②未使用定置を利用した罌の設置 5,500千円 ③藻場増殖ブロック作成 3,500千円 ④イソズミハンター(専従捕獲員)設置 21,500千円</p>	水産課 P156～157

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	漁業用燃油対策事業	51,000	0	0	0	51,000	0		<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、魚介類の需要が低下し、魚価の低迷が続き漁業者の収入が減少している。併せてロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等により漁業用燃油が高騰しており、出漁を控える漁業者が多数いる。 このままでは漁業者の経営維持はもちろんのこと、漁協経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持・存続が困難となることが予想されるため、漁業用燃油に対し補助することにより、漁業経費が軽減され、漁業者の出漁を促進し、市内漁協への水揚げの増加に繋げる。</p> <p>●事業内容 ・漁業用燃油対策事業補助金 51,000千円 漁業者（正組合員）が使用する漁業用燃油に対して、1リットル当たり10円の補助を実施する。 補助額：5,100,000リットル×10円</p>	水産課 P158~159
	漁業生産緊急支援事業	20,550	0	0	0	20,550	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、魚介類の需要が低下し、魚価の低迷が続き漁業者の収入が減少している。併せて、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等により、漁業用燃油と併せ、漁業用資材が高騰しており、漁業者の生産活動の維持はもちろんのこと、漁協経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持・存続が困難となることが予想されるため、漁業用資材に対し補助することにより、漁業経費が軽減され、市内漁協への水揚げの増加に繋げる。</p> <p>●事業内容 ・漁業生産緊急支援事業補助金 20,550千円 ①発泡スチロール箱 9,900千円 令和3年3月を基準とした価格（物価高騰前）と漁業者に販売した価格との差額の1/2を漁業者へ補助する。 補助額：99,000千円（年間販売量）×20%（価格上昇分）×1/2 ②氷 10,650千円 電気料金の大幅な値上がり分を水販売単価に転嫁せず据え置きしている市内漁協に対して製氷コスト上昇分の1/2を補助する。 補助額：71,000千円（年間販売量）×30%（価格上昇分）×1/2</p>	水産課 P158~159
	離島漁業再生支援交付金	259,064	0	204,698	0	0	54,366		<p>●事業の背景・目的等 集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島漁業再生支援交付金 259,064千円 ①離島漁業再生支援交付金（基本交付金） 10集落 負担割合（国1/2、県1/4、市1/4） ②新規就業者特別対策事業交付金 2件 負担割合（国1/2、県1/4、市1/4） ③特定有人国境離島漁村支援交付金 21件 負担割合（国1/2、県1/8、市1/8、実施主体1/4）</p>	水産課 P156~159

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	芦辺港ターミナル整備事業	149,971	0	0	149,900	0	71	<p>●事業の背景・目的等 芦辺港のフェリー乗り場とジェットfoil乗り場は、ターミナルが別に設けられており利便性が悪い状況である。今回、ジェットfoil用浮桟橋の整備等と併せて、ターミナルビル及びその周辺整備を実施することで利用者の利便性向上を図っていく。</p> <p>●事業内容 ・芦辺港ターミナル整備事業 ①ターミナルビル改修工事 ②ターミナルビル改修工事監理業務 ③ターミナル周辺整備工事（駐車場等） ④事務費</p>	水産課 P158～161	
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	初山漁港改修工事	161,704	0	112,000	48,600	0	1,104	<p>●事業の背景・目的等 市営漁港の防波堤及び岸壁等の施設を改良(防風柵、浮桟橋)することにより、就労環境の改善を図るとともに漁作業の安全を確保する。</p> <p>●事業内容 ・初山漁港改修工事 ①施設整備工事 西突堤(基礎工) L=53.5m、東突堤(基礎工) L=33.0m -3.0m岸壁取付(基礎工) L=27.7m ②付帯工事単独費 ③事務費</p>	水産課 P160～163	
	水産基盤整備事業	32,108	0	16,500	13,900	0	1,708	新規 <p>●事業の背景・目的等 市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修工事を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに維持管理費の平準化を目指す。</p> <p>●事業内容 ・水産物供給基盤機能保全事業 ①久喜漁港臨港道路舗装補修工事 L=857.3m ②付帯工事単独費 ③事務費</p>	水産課 P160～163	
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	ふるさと就職支援事業	17,590	0	0	0	17,590	0	<p>●事業の背景・目的等 人口減少に歯止めをかけることを目的として、市内に就職した者及び雇用した事業者に対し、補助金を支給する。</p> <p>●事業内容 ①就職奨励金 新規学卒者やUターン者が市内で就職し、1年間就業した際に補助金を支給する。 補助額：新規学卒者100千円、U・Iターン者70千円 ②ふるさと就職支援事業補助金 上記対象者を1年間雇用した際に事業者に対し補助金を支給する。 補助額：雇用1人あたり240千円</p>	商工振興課 P166～167	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	地域商社運営費等補助金	32,650	15,175	0	0	0	17,475		<p>●事業の背景・目的等 岩城市内で生産された商品を、地域商社が全国へ営業活動を展開することで販路拡大を図り、広く国内外に流通させることによって地域経済の活性化に資することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・岩城市ふるさと商社運営補助金 32,650千円 ・岩城市内に眠る優れた特産品等を掘り起こし、宣伝等広く販路拡大活動を行うため、岩城市ふるさと商社へ運営費等の補助を行う。</p>	商工振興課 P166～167
6 商工費 1 商工費 4 観光費	滞在型観光促進プロジェクト事業	6,845	3,422	0	0	0	3,423	新規	<p>●事業の背景・目的等 地方創生事業に取り組むANAあきんど株式会社と、日本トップクラスの美術大学である武蔵野美術大学（通称：ムサビ）との産学官連携による美大生の滞在制作及び対話型の鑑賞会や地域交流を通じて、交流人口並びに関係人口創出による誘客や滞在型観光の促進を図る。 また、小学生等を対象とした絵画等の「制作ワークショップ」や美大生が制作した作品鑑賞（朝鑑賞）を実施し、「+（プラス）アート」で広がる子どもたちの「創造力・表現力」向上などの教育効果を図る。</p> <p>●事業内容 ・滞在型観光促進プロジェクト事業 ・美大生が本市に滞在し作品を制作してもらい、市内各所に展示することで新たな観光コンテンツの創出につながり、アートに興味関心を持った層の誘客促進に繋げる。（交流人口及び関係人口の創出） ①滞在型制作（旅費及び制作資材、展示費含む） ②地域交流プログラム ③情報発信 ④事務費 ・財源：離島活性化交付金(補助率・国1/2) 3,422千円</p>	観光課 P168～169
	島外スポーツ誘致事業	23,000	0	0	0	20,250	2,750		<p>●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ①島外スポーツ団体等誘致促進助成金 事業費：20,000千円 補助対象：島外からの宿泊を伴うスポーツ・文化団体(5名以上)に対する補助 補助額(1人当たり)：1泊：3,000円/人、2泊：5,000円/人 目標：2,500人/3,000円、2,500人/5,000円 計5,000人</p> <p>②岩城市スポーツ大会等開催助成事業補助金 事業費：3,000千円 島外からの宿泊を伴う大会等を主催する市内の団体等に対する補助 補助額： 50千円(延べ宿泊者数：30～50人未満)(令和5年4月1日より施行) 100千円(延べ宿泊者数：50～100人未満) 200千円(延べ宿泊者数：100～200人未満) 300千円(延べ宿泊者数：200人以上) 目標：17大会</p>	観光課 P170～171

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
6 商工費 1 商工費 4 観光費	宍岐行き教育旅行	25,058	0	0	12,500	0	12,558	<p>●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成を行い、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・宍岐行き教育旅行推進事業補助金 ①修学旅行等による来島校に対する補助(円/人) 県内：小・中への補助額 1泊2日：5,000円、2泊3日：6,000円 県外：小・中・高、県内：高への補助額 1泊2日：3,000円、2泊3日：4,000円 R5予定校数：30校 ②上記を手配した旅行者者に対し、送客実績に基づいた補助 補助額 1泊：1,000円/人、2泊：2,000円/人</p>	観光課 P170~171	
7 土木費 2 道路補りよう費 2 道路補りよう維持費	道路維持補修事業	192,301	0	0	0	25,585	166,716	<p>●事業の背景・目的等 市内の幹線及び市民の生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、安全で安心な道路環境を提供する。</p> <p>●事業内容 ・道路維持補修工事 ①市道維持管理業務 ②市道維持管理業務補助金 ③市道維持補修工事 市道伊志呂線排水整備工事 他11路線</p>	建設課 P176~177	
7 土木費 2 道路補りよう費 3 道路補りよう新設改良費	道路改良事業(補助)	240,283	155,940	0	76,900	0	7,443	<p>●事業の背景・目的等 ・幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 ・通学路点検に基づく夏対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 ・異常が確認された道路法面構造物の補修を実施し、交通の安全を確保する。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な点検及び補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保する。</p> <p>●事業内容 ・道路改良事業(補助) ①市道黒崎線道路改良事業(継続) ②市道鶴崎線道路改良事業(新規) ③市道左京鼻線道路改良事業(新規) ④市道鶴亀中央線道路防災安全事業(継続) ⑤市道住吉長峰線道路防災安全事業(継続) ⑥市道初山中央線交通安全施設整備事業(初山西工区)(継続) ⑦市道初山中央線交通安全施設整備事業(若松工区)(継続) ⑧市道芦辺浦中央線交通安全施設整備事業(継続) ⑨宍岐市橋梁長寿命化修繕計画に伴う定期点検および補修事業(継続) ⑩宍岐市トンネル維持管理計画に伴う定期点検(継続)</p>	建設課 P176~179	
	道路改良事業(単独)	6,300		0	0	0	6,300	<p>●事業の背景・目的等 地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。</p> <p>●事業内容 ・道路改良事業(単独) ①市道住吉しめノ元線局部改良事業(継続) ②市道新郷ノ浦港線(常警備)定期点検事業(継続)</p>	建設課 P176~179	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良事業（起債）	242,900	0	0	242,900	0	0	<p>●事業の背景・目的等 道路整備を実施することにより、生活環境の改善、安全・安心な道路環境を提供する。</p> <p>●事業内容 ・道路改良事業（起債） ①市道銀台線道路改良事業（継続） ②市道田ノ上線道路改良事業（継続） ③市道津ノ宮線道路改良事業（継続） ④市道神ノ前1号線道路改良事業（継続） ⑤市道住吉船橋線道路改良事業（継続） ⑥市道本村神里線道路改良事業（継続） ⑦市道山崎線道路改良事業（継続） ⑧市道深江橋城線道路改良事業（継続） ⑨市道南高国分線道路改良事業（継続） ⑩市道新城津線道路改良事業（継続） ⑪市道前目1号線道路改良事業（継続） ⑫市道郡線道路改良事業（継続） ⑬市道獅子の子坂1号線道路改良事業（継続） ⑭市道小増2号線道路改良事業（継続） ⑮市道水畑線道路改良事業（継続） ⑯市道大石辻西ノ坂線道路改良事業（継続） ⑰市道西間4号線道路改良事業（継続） ⑱市道初山中央線道路改良事業（新規） ⑲市道中山線道路改良事業（新規）</p>	建設課 P176~179	
7 土木費 3 河川費 1 河川総務費	普通河川浚渫事業	11,224	0	0	10,000	0	1,224	<p>●事業の背景・目的等 河川に堆積している土砂等の浚渫等の維持管理を行うことで、適正な河川断面を確保し、大雨・洪水等に備え、地域住民の安全な暮らしを保障する。</p> <p>●事業内容 ・普通河川浚渫事業 ①普通河川原田川河川浚渫事業（継続） ②普通河川片部川河川浚渫事業（継続）</p>	建設課 P178~179	
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	63,453	0	15,000	46,000	1,350	1,103	<p>●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。</p> <p>●事業内容 ・急傾斜地崩壊対策事業 ①しめノ尾（2）地区急傾斜地崩壊対策事業（継続） ②新町地区急傾斜地崩壊対策事業（継続） ③水ノ浦（1）地区急傾斜地崩壊対策事業（新規）</p>	建設課 P178~179	
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	勝本港埋立事業	130,050	0	0	130,000	0	50	新規 <p>●事業の背景・目的等 勝本町勝本浦の中央にあたる黒瀬地区の埋立を行い、市北部の観光拠点としての整備をはじめ、周辺の商店街、朝市、史跡等を生かした地域活性化を図っていく。</p> <p>●事業内容 ・勝本港埋立事業 ①勝本港（黒瀬地区）埋立工事 V=12,000㎡ ②事務費</p>	水産課 P178~181	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ージ
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	40,250	0	0	40,200	0	50	新規	<p>●事業の背景・目的等 現在、県が実施している郷ノ浦港のジェットfoil用浮橋の整備と併せて、慢性的な駐車場不足の解消を図るため、岸壁背後の駐車場をはじめ、郷ノ浦港駐車場の再編整備を推進し、利用者の利便性の向上及び地域経済の振興を図る。</p> <p>●事業内容 ・郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 ①ターミナルビル整備工事設計業務 一式 ②ターミナル整備工事（駐車場等）測量設計業務 一式 ③ターミナル整備工事（正面駐車場の一部）一式 ④事務費</p>	水産課 P178～181
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	住宅リフォーム支援事業	20,000	0	0	0	20,000	0		<p>●事業の背景・目的等 住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定化を図る。</p> <p>●事業内容 ・住宅リフォーム支援事業補助金 200千円×100軒=20,000千円</p>	建設課 P186～187
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	公営住宅等改善事業	249,508	39,600	0	199,300	1,542	9,066		<p>●事業の背景・目的等 老城市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等（ストック）の有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 ・公営住宅等改善事業 【改修工事】 ①永田団地改修事業 ②古城団地改修事業 【解体工事】 ①三本松住宅解体工事</p>	建設課 P186～187
8 消防費 1 消防費 1 常備消防費	高機能消防指令センター総合整備事業	217,756	38,980	0	134,025	0	44,751	新規	<p>●事業の背景・目的等 平成26年4月から運用している消防指令台について、機器類の経年によるシステム障害を回避し安定した運用を図るため、設備及びソフトウェアを全面更新し、現行システムと同等機能のシステムを構築する。</p> <p>●事業内容 ・高機能消防指令センター総合整備事業 消防本部ほか2箇所（郷ノ浦支署、勝本出張所）の機器の更新を行う。 【財源内訳】 消防防災施設整備費補助金 38,980千円（負担割合：国1/3） 地方債（防災基盤整備事業） 134,025千円</p>	消防本部 P190～191

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規・新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	消防団車両購入事業	11,436	0	0	11,400	0	36	新規	<p>●事業の背景・目的等 年数経過における故障頻度の増加に伴い消防団活動に支障をきたすことがないように車両を更新し消防力の充実強化を図る。</p> <p>●事業内容 ・消防団車両購入事業 積載車は購入後、23年で更新を検討している。令和4年度から、車両を軽積載車（デッキバンタイプ）に変更し、1台あたりの購入価格や維持費の削減を図る。</p> <p>購入車両：小型動力消防ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）2台 対象分団：芦辺地区第2分団、芦辺地区第7分団 【財源内訳】 地方債（緊急防災・減災事業債） 11,400千円</p>	消防本部 P194～195
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	41,301	15,580	4,000	0	21,721	0		<p>●事業の背景・目的等 ・長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独） ・香城市立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は市単独）</p> <p>●事業内容 ・離島留学生ホームステイ費（高校生） ①宿舎助成金（香城高校） 35人 ②バス定期補助 25人 ・いきっこ留学補助事業（小・中学生） ①宿舎助成金 いきっこ留学生（里親） 26人 いきっこ留学生（孫戻し） 6人 いきっこ留学生（親子） 17人 ②移住支援補助 5世帯</p>	教育総務課 P200～203
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	21,970	2,422	0	0	0	19,548	新規	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館等）の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ・小学校施設整備事業 ①設計業務 芦辺小学校体育倉庫建築工事設計業務 ②改修工事 渡良小学校屋内運動場照明設備改修工事 勝本小学校法面吹付工事 他</p>	教育総務課 P204～207
9 教育費 3 中学校費 1 学校管理費	中学校施設整備事業	29,552	0	0	21,025	0	8,527	新規	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館等）の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ・中学校施設整備事業 ①改修工事 郷ノ浦中学校屋内運動場屋根等改修工事 他</p>	教育総務課 P210～211

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			国費	県費	地方債	その他				
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	香岐文化ホール施設整備事業	38,418	0	0	25,600	0	12,818	新規	<p>●事業の背景・目的等 施設の経年劣化により建築物の損壊及び設備に不良箇所等が多々見受けられるので計画的に改修整備を実施する。</p> <p>●事業内容 ・香岐文化ホール施設整備事業 ①地下防火シャッター等取替工事 ②大ホール舞台機構改修工事</p>	社会教育課 P222～223
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	市内遺跡発掘調査事業	9,273	4,441	532	0	0	4,300		<p>●事業の背景・目的等 遺跡範囲内において開発や災害復旧などに伴う工事が行われる際に、事前に確認や記録保存のための発掘調査を行う。また、発掘調査によって得られた知見をもとに香岐の歴史を解明し、それを博物館展示や講演会に反映させることによって、市民への歴史教育、観光資源などとして活用していく。</p> <p>●事業内容 ・市内遺跡発掘調査事業（カラカミ遺跡及び串山ミルメ浦遺跡群 他） ①遺跡発掘外業作業 ②出土遺物室内整理作業 ③発掘調査報告書の刊行</p> <p>財源：国宝重要文化財保存・活用事業費補助金（補助対象額：8,882千円） 負担割合：国50％、県6％、市44％</p>	社会教育課 P226～229
	史跡等総合活用整備事業	3,206	1,602	192	0	1,412	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 国史跡「勝本城跡」について、経年劣化や植物根の影響等により崩壊する危険性がある民家や道路に近接している石垣について、現況把握や仮に崩壊した際の復旧整備を行う際の根拠資料として利用するために3次元測量を行い、図面データ化しておく。</p> <p>●事業内容 ・勝本城跡石垣3次元測量 ①石垣の3次元測量 ②石垣の図面データ化</p> <p>財源：国宝重要文化財保存・活用事業費補助金（補助対象額：3,206千円） 負担割合：国50％、県6％、市44％</p>	社会教育課 P228～229
	原の辻遺跡活用推進事業	33,352	0	0	0	4,632	28,720		<p>●事業の背景・目的等 国指定特別史跡である原の辻遺跡を中心に香岐の魅力を高め、かつ地域振興に資するために、民間活力を導入しつつ下記事業を展開する。 ①施設・公園の維持管理および運営 ②遺跡を活かしたイベントの実施（賑わいづくり） ③商品開発（香岐のブランド化） ④情報発信（知名度の向上、普及・教育）</p> <p>●事業内容 ・原の辻遺跡活用推進事業 33,352千円 ①原の辻一支国主都復元公園指定管理料 原の辻一支国主都復元公園維持管理、原の辻ガイダンス維持管理および運営 遺跡を活用したイベントの実施、商品開発、情報発信 ②復元公園電気設備改修工事</p>	社会教育課 P226～231

令和5年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

区分：新規-新規事業

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			国費	県費	地方債	その他				
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食費支援事業 (再掲)	70,147	0	0	0	35,000	35,147	新規	<p>●事業の背景・目的等 子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成する。</p> <p>●事業内容 ・学校給食費支援事業 ①給食費月額現行改定額(試算額) 小学校 3,800円 → 4,900円(1,100円増) 中学校 4,500円 → 6,000円(1,500円増) ②令和5年度給食費月額 (保護者負担) 小学校2,000円、中学校2,500円 ③給食費助成額 小学校2,900円 (4,900円-2,000円) 年間2,900円×11ヶ月×1,330人 42,427千円 中学校3,500円 (6,000円-2,500円) 年間3,500円×11ヶ月×720人 27,720千円</p>	教育総務課 P236~237

令和5年度当初予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 保険給付費 4 出産育児諸費 1 出産育児一時金	出産育児一時金	10,000	0	0	0	6,667	3,333	<p>●事業の背景・目的等 保険者は、被保険者の出産に対して、出産育児一時金の給付を行う。出産育児一時金の目的としては、出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減、少子化対策などの観点から給付されている。</p> <p>●事業内容 出産育児一時金 10,000千円 (500千円×20人)</p> <p>※R5.4.1以降出産分から出産児1人当たり420千円→500千円に増額</p>	保険課 P22～23	

令和5年度当初予算の主要事業

■ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
1 下水道事業費 1 管理費 1 一般管理費	公共下水道地方公営企業会計法 適用移行業務	10,560	0	0	10,500	0	60	<p>●事業の背景・目的等 国の方針に伴い、令和3年度から令和5年度までの3箇年にかけて令和6年度からの地方公営企業会計法への移行準備を行う。</p> <p>●事業内容 ・公共下水道地方公営企業会計法適用移行業務 ①資産評価 ②移行支援事務 ③例規整備 ④企業会計システム構築</p>	上下水道課 P14～15	
1 下水道事業費 2 施設整備費 1 施設整備費	公共下水道事業	37,000	17,500	0	8,900	10,600	0	<p>●事業の背景・目的等 ストックマネジメント基本計画に基づき、計画的な改築更新を実施し維持管理コストの平準化を図る。</p> <p>●事業内容 ・巻岐市公共下水道施設改築実施設計（詳細設計）業務 ・汚水処理施設改築更新 一式 ①中央水処理センター ②北部中継ポンプ場 補助金：社会資本総合整備事業費補助金 負担割合：国1/2, 市1/2</p>	上下水道課 P18～19	
2 漁業集落排水整備事業 1 管理費 1 一般管理費	漁業集落排水地方公営企業会計 法適用移行業務	4,180	0	0	4,100	0	80	<p>●事業の背景・目的等 国の方針に伴い、令和3年度から令和5年度までの3箇年にかけて令和6年度からの地方公営企業会計法への移行準備を行う。</p> <p>●事業内容 ・漁業集落排水地方公営企業会計法適用移行業務 ①資産評価 ②移行支援事務 ③例規整備 ④企業会計システム構築</p>	上下水道課 P20～21	
2 漁業集落排水整備事業 2 施設整備費 1 施設整備費	漁業集落排水事業	57,000		27,500	13,400	16,100	0	<p>●事業の背景・目的等 機能保全計画に基づき、対策工事を実施し施設の長寿命化を図るとともに維持管理コストの平準化を図る。</p> <p>●事業内容 ・山崎地区水処理施設機能保全対策工事 一式 補助金：水産基盤整備事業等補助金 負担割合：県1/2, 市1/2 ・芦辺地区水処理施設機能保全対策工事 一式 補助金：水産基盤整備事業等補助金 負担割合：県1/2, 市1/2</p>	上下水道課 P22～23	

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,554,414	362,100	0	1,916,514	40	460,000	1,456,554	
減債基金	1,425,561	90,020	0	1,515,581	40	200,000	1,315,621	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,868	1	0	25,869	1	0	25,870
	地域福祉基金	686,970	0	130,000	556,970	0	130,000	426,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,842	5	0	166,847	3	0	166,850
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	113,343	5	24,257	89,091	3	55,142	33,952
	沿岸漁業振興基金	51,153	18,079	14,469	54,763	18,148	18,146	54,765
	教育振興基金	7,005	2	0	7,007	2	300	6,709
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	1	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	373,700	1,799,700	0	600,000	1,199,700
	ふるさと応援基金	585,818	800,020	587,878	797,960	1,000,020	800,000	997,980
	過疎地域持続的発展特別事業基金	772,824	82,600	78,500	776,924	138,020	245,000	669,944
	本庁舎建設基金積立金	250,041	10	0	250,051	10	0	250,061
	学校施設整備基金積立金	350,128	10	0	350,138	10	0	350,148
	彦岐市森林環境譲与税基金	16,026	8,501	7,216	17,311	7,294	5,799	18,806
	企業版ふるさと納税基金		2,201	0	2,201	120	2,000	321
	小 計	6,254,241	911,435	1,216,020	5,949,656	1,163,632	1,856,387	5,256,901
計	9,234,216	1,363,555	1,216,020	9,381,751	1,163,712	2,516,387	8,029,076	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	85,720	5	36,798	48,927	2	43,256	5,673
	介護給付費準備基金	61,119	40,003	3,209	97,913	2	1	97,914
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	1,001	1,000	13,047	1	6,500	6,548
	計	159,885	41,009	41,007	159,887	5	49,757	110,135
合 計	9,394,101	1,404,564	1,257,027	9,541,638	1,163,717	2,566,144	8,139,211	

○定額運用基金

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	57,566	5,000	0	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	79,566	5,000	0	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	9,473,667	1,409,564	1,257,027	9,626,204	1,163,717	2,566,144	8,223,777
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

【参考資料】

令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	340,639 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,495,905 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,136,213	822,545	0	54,918	37,969	220,781
	高齢者福祉事業	70,447	0	0	24,991	6,670	38,786
	児童福祉事業	25,940	130	0	7,000	2,760	16,050
	母子福祉事業	1,619	937	0	0	100	582
	生活保護扶助事業	779,702	586,892	0	30,802	23,773	138,235
	小計	2,013,921	1,410,504	0	117,711	71,272	414,434
社会保険	介護保険事業	584,633	43,417	0	17,669	76,825	446,722
	国民健康保険事業	273,110	146,572	0	22	18,565	107,951
	小計	857,743	189,989	0	17,691	95,390	554,673
保健衛生	高齢者医療事業	598,360	100,965	0	24,371	69,411	403,613
	疾病予防対策事業	148,376	4,825	0	54,459	13,073	76,019
	医療提供体制確保事業	877,505	0	254,000	1	91,493	532,011
	小計	1,624,241	105,790	254,000	78,831	173,977	1,011,643
合計		4,495,905	1,706,283	254,000	214,233	340,639	1,980,750

令和 5 年壱岐市議会定例会 3 月会議
議案第 1 6 号関係資料

第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画
(中間見直し)【概要版】

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画
【中間見直し】

概 要

令和5年3月
長崎県 壱岐市

1 計画の中間見直しについて

壱岐市では、令和2年3月に「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、壱岐市で暮らす子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進しています。

本計画では、乳幼児及び児童を対象とした事業について、それぞれに見込み量を推計し、それに基づいて整備を行っていますが、本計画策定時から現在までの社会環境の変化や住民ニーズの変化等の影響を考慮して、見込み量と現在の希望・利用状況との乖離を確認し、必要に応じて見込み量を再設定する必要があります。

国の基本指針においても「支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とあることから、計画期間（令和2年～令和6年）の中間年に当たる本年度に、「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」で定めた量の見込みの見直しを行います。

2 量の見込みの推計について

今回の中間見直しにおいて、量の見込みを推計する対象者及び事業等は以下の通りです。

■教育・保育の量の見込み

対 象	利用できる事業
①1号認定	幼稚園、認定こども園
②2号認定	認可保育所、認定こども園、へき地保育所
③3号認定（0歳、1～2歳）	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業

■地域子ども・子育て支援事業

事 業	
①利用者支援事業	⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）
③一時預かり事業	⑨延長保育事業
④妊婦健康診査	⑩病児・病後児保育事業
⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）
⑥養育支援訪問事業	

3 教育・保育の量の見込み

①教育・保育の量の見込みの算出方法

「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」では、サービス利用実績と壱岐市における今後の児童人口推計を元に教育・保育の量の見込みを推計しました。基本的な算出方法は以下の通りです。

【計算式】

$$(i) \text{「今後の推計児童数」} \times (ii) \text{「現在の支給認定割合」} = \text{「見直し後の量込み(人)」}$$

(i) については、平成30年～令和4年の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出を行いました。国が公表している人口推計では国勢調査のデータを使用して人口推計を行っていますが、国勢調査では4年ごとのデータとなるため、毎年のデータで推計できる住民基本台帳人口を使用しています。

※コーホート変化率法

各コーホート(同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(ii) については、令和4年3月末の認定実績を元に算出しました。

②推計児童数

今回の量の見込みの推計に使用する推計児童数は以下の通りです。推計の結果、年少人口は減少傾向にあり、今後の教育・保育の量の推計及び整備の方向性にも影響していくことが予想されます。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～2歳 歳 合計	3～5歳 合計	0～5歳 合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	0～11歳 合計	
実績	2018(平成30)年	167	208	206	216	228	231	581	675	1256	233	232	227	253	258	258	2717
	2019(令和1)年	179	169	211	218	217	229	559	664	1223	230	237	241	231	255	259	2676
	2020(令和2)年	141	186	164	204	210	207	491	621	1112	226	229	241	239	239	250	2536
	2021(令和3)年	141	146	196	172	199	208	483	579	1062	214	227	235	235	236	230	2439
	2022(令和4)年	151	143	143	191	176	202	437	569	1006	205	209	227	230	233	230	2340
推計	2023(令和5)年	146	155	144	145	190	174	445	509	954	202	205	213	225	231	228	2258
	2024(令和6)年	142	149	156	145	144	188	447	477	924	175	202	209	211	226	227	2174
	2025(令和7)年	138	146	150	157	144	142	434	443	877	188	174	206	207	212	222	2086
	2026(令和8)年	134	142	146	152	156	143	422	451	873	143	188	178	205	208	208	2003
	2027(令和9)年	129	138	143	148	151	155	410	454	864	143	142	192	176	206	204	1927
	2028(令和10)年	124	132	138	144	147	149	394	440	834	155	143	145	190	177	201	1845

③支給認定割合

今回の量の見込みの推計に使用する支給認定割合は以下の通りです。

令和2年度から令和4年度における支給認定割合は以下の通りです。令和5年度から令和6年度における推計には、直近値（令和4年度）の支給認定割合を使用することとします。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	認定実績	人口実績	認定割合	認定実績	人口実績	認定割合	認定実績	人口実績	認定割合
1号認定	245	621	0.39	219	579	0.38	199	569	0.35
2号認定	377	621	0.61	381	579	0.66	470	569	0.83
3号認定（0歳）	65	141	0.46	71	141	0.50	76	151	0.50
3号認定（1、2歳）	264	350	0.75	168	342	0.49	168	286	0.59

④今後の量の見込み

今回の中間見直しにおいて、新たに推計した教育・保育の量の見込みは以下の通りです。

■計画値

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	290	278	269	263	256
2号認定	365	349	337	331	321
3号認定（0歳）	54	54	54	54	53
3号認定（1、2歳）	264	266	266	265	264

■実績と今後の推計

	実績			推計	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	245	219	199	178	167
2号認定	377	381	470	420	394
3号認定（0歳）	65	71	76	73	71
3号認定（1、2歳）	264	168	168	176	179

■令和5年度及び令和6年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

〈令和5年度〉

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①量の見込み		178	420	73	176
確保 方 策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30			
	へき地保育所		230		
	地域型保育事業				
	②確保方策の合計		690	529	100
②-①		512	109	138	

〈令和6年度〉

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①量の見込み		167	394	71	179
確保 方 策	幼稚園・認定こども園	669			
	認可保育所・認定こども園	30			
	へき地保育所		110		
	地域型保育事業				
	②確保方策の合計		699	433	108
②-①		532	39	164	

各認定区分において、新たな量の見込みを推計しました。各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。

令和5年度、6年度において、市内全域においては量の見込みを確保できる体制が整備されています。今後も市民のニーズを注視し、増加していく可能性がある2号認定及び3号認定の受け皿確保や、教育・保育サービスの地域格差解消等にも検討を重ね、更なるサービス提供体制の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、量の見込みは変更しないこととします。今後も現在事業を実施している箇所を実施し、ニーズに対応します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値		1	1	1	1	1
実績	箇所数	1	1	1 (見込み)	/	
量の見込み・ 確保方策		/				

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。今後も現在事業を実施している箇所を実施するとともに新たに1箇所の設置を検討し、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人日/月	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100
	箇所数	3	3	4	4	4
実績	人日/月	334	377	338 (見込み)	/	
	箇所数	3	3	3		
量の見込み・ 確保方策	人日/月	/			1,100	1,100
	箇所数				4	4

③一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。既存の実施場所にてニーズ量の確保が可能であり、今後も継続して事業の展開を図ります。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人日／年	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	箇所数	9	9	9	9	9
実績	人日／年	1970	1885	1789 (見込み)		
	箇所数	8	8	8		
量の見込み・ 確保方策	人日／年				2,200	2,200
	箇所数				8	8

■保育所における入所児以外を対象とした一時預かり

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人日／年	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	箇所数	6	6	6	6	6
実績	人日／年	376	244	133 (見込み)		
	箇所数	6	6	5		
量の見込み・ 確保方策	人日／年				3,000	3,500
	箇所数				5	6

④妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、量の見込みは変更しないこととします。今後も継続して事業を実施します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	回数/年	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
実績		1,750	1,671	1,500 (見込み)		
量の見込み・ 確保方策					2,200	2,200

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、量の見込みは変更しないこととします。今後も継続して事業を実施し、多様なケースに対して適切に対応ができるように庁内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人/年	180	180	180	180	180
実績		156	153	140 (見込み)		
量の見込み・ 確保方策					180	180

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。今後も継続して事業を実施し、市民のニーズに対応できるよう事業の展開を図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人日/年	40	40	40	40	40
実績		59	64	60 (見込み)		
量の見込み・ 確保方策						

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。今後も事業の周知に努めるとともに、提供会員の確保に努め、ニーズに対応できるよう事業の展開を図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	件数/年	150	160	160	170	170
実績		98	45	38 (見込み)		
量の見込み・ 確保方策						

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑨延長保育事業

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑩病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。今後も事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて随時検討を行います。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画値	人日/年	350	350	350	350	350
	箇所数	1	1	1	1	1
実績	人日/年	93	112	48 (見込み)		
	箇所数	1	1	1		
量の見込み・ 確保方策	人日/年				350	350
	箇所数				1	1

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

これまでの実績に基づいて検討し、見込み量の見直しを行いました。令和5年度及び6年度においては、利用希望者の減少は少ないことが予想されるため、計画値から見込み量を上方修正しています。今後も施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

■計画値と実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
1年生	87	84	88	69	85	78	79		78	
2年生	73	80	68	61	69	62	67		62	
3年生	49	43	45	50	42	40	43		41	
4年生	29	27	29	30	27	41	25		26	
5年生	12	22	11	12	11	21	10		9	
6年生	9	7	8	13	8	6	8		7	
合計	259	263	250	235	242	248	231		224	
箇所数	6	6	6	6	6	6	6		6	

■令和5年度及び令和6年度における量の見込み

	令和5年度		令和6年度	
	計画値	見込み	計画値	見込み
1年生	79	77	78	75
2年生	67	58	62	57
3年生	43	39	41	37
4年生	25	41	26	40
5年生	10	21	9	21
6年生	8	6	7	6
合計	231	241	224	236
箇所数	6	6	6	6
(参考) 第2期計画 における予定定員数	250		250	

5 市が実施している施策の見直し

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画では、子どもとその家庭に向けた様々な施策を展開しています。今回の中間見直しにおいて記載内容を再検討し、内容の修正を行いました。

(赤字の部分が修正・追記した箇所となっています。)

1 子どもの体を育む環境づくり

現計画掲載頁	事業名	内容／今後の方向性	担当課
P48	歯科保健事業	<p>乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ化物塗布を行います。</p> <p>乳幼児歯科相談・1.6歳児健診・3歳児健診を月1回実施し、希望者に対しフッ化物塗布を行います。また、3歳児健診受診3か月後に市内歯科医院でフッ化物塗布が無料でできるフッ化物塗布券を交付し、歯科医院での定期管理につなげます。</p> <p>(令和4年12月現在では、新型コロナウイルス感染症の拡大等で乳幼児歯科相談でのフッ化物塗布は実施していません。代わりに歯科医院でのフッ化物塗布を1回から4回に増やし、定期管理につなげています。)</p>	健康増進課
P49	相談事業 (いきいろ相談)	<p>乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的支援を行います。</p> <p>継続して育児相談の場所の確保を行うとともに、子育てに関することや発育・発達に関する相談場所の周知を行います。また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）での相談事業の充実を図ります。</p>	健康増進課 こども家庭課

2 地域における子育ての支援

現計画掲載頁	事業名	内容／今後の方向性	担当課
P56 (2)	放課後子供教室の整備	<p>市内7か所で実施されている放課後子供教室については、未実施校区の実態調査、把握を行い、計画的な整備を推進します。</p>	教育委員会
P57 (3)	相談対応	<p>心の問題に悩んでいる青少年や家族からの相談があった場合には、壱岐保健所等の適切な機関へつなぎます。</p>	健康増進課

3 社会全体で子育てを支える環境づくり

現計画掲載頁	事業名	内容／今後の方向性	担当課
P58 (1)	相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P58 (1)	広報事業	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P59 (2)	相談事業の充実 (再掲)	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課

4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

現計画掲載頁	事業名	内容／今後の方向性	担当課
P64 (1)	幼児期の学校教育・保育サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。	教育委員会 こども家庭課
P64 (1)	認定こども園の整備	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	教育委員会 こども家庭課
P64 (1)	広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課

5 声かけ、支え合う地域づくり

現計画掲載頁	事業名	内容／今後の方向性	担当課
P65 (1) ア	広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P66 (1) イ	幼児期の学校教育・保育サービスの充実（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。	教育委員会 こども家庭課
P66 (1) イ	認定こども園の整備（再掲）	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	教育委員会 こども家庭課
P66 (1) イ	広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P67 (1) ウ	相談事業の充実（再掲）	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P67 (1) ウ	広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課
P67 (1) エ	広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	健康増進課 教育委員会 こども家庭課